

高齢者の福祉と介護保険事業

1. 高齢者人口の推移
2. 健康生きがい対策
3. 介護予防対策（地域支援事業）
4. その他的高齢者福祉対策
5. 老人保護措置
6. 介護保険事業

高齢者の福祉と介護保険事業

介護を必要とする方を社会全体で支えていこうという理念のもと、介護保険制度が平成 12 年に開始されたが、この間大津市では高齢の方々に住み慣れた地域で安心してすこやかに暮らしていただけるまちづくりをめざし、介護保険サービスを中心とするさまざまな高齢者福祉施策に取り組んできた。

平成 18 年の制度改正では、介護予防の重点化と地域密着型サービスの導入が図られた。これを受け、市内 7 か所に地域包括支援センター「あんしん長寿相談所」を開設し、母子保健や成人保健等広く市民の健康づくりを担う「すこやか相談所」と併設することによって、健康・福祉・介護サービスの地域拠点としての機能向上に努めてきたところである。

しかし、社会の高齢化は速度を増し、大津市においても高齢化率が 27%を超える超高齢社会に突入し、介護を支える制度の役割はますます重要となってきた。

本市では、こうした状況を踏まえ、国の示す「地域包括ケアシステム」、すなわち、さらなる高齢化に対応するためにさまざまな社会資源を有効活用し、要介護者を地域ぐるみで支えていこうという大きな方針に沿って、「第 8 期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、各施策を実施している。

今後、団塊の世代が後期高齢者となり介護ニーズが大きく増大することが予想されるため、持続可能な高齢者福祉の各種施策、介護保険事業のさらなる充実を図る。

1. 高齢者人口の推移

(各年 3 月 31 日現在)

年	区 分	総 人 口	6 0 歳 以 上	6 5 歳 以 上	7 0 歳 以 上	7 5 歳 以 上	8 5 歳 以 上	8 8 歳	9 0 歳 以 上
H30 年	人数(人) 比率(%)	342,088	108,434 31.70	88,412 25.84	62,942 18.40	41,950 12.26	13,072 3.82	1,396 0.41	4,836 1.41
R1 年	人数(人) 比率(%)	342,695	110,030 32.11	89,824 26.21	66,392 19.37	43,766 12.77	13,561 3.96	1,587 0.46	5,205 1.52
R2 年	人数(人) 比率(%)	343,550	111,401 32.43	91,193 26.54	69,234 20.15	45,054 13.11	14,205 4.13	1,560 0.45	5,533 1.61
R3 年	人数(人) 比率(%)	343,835	112,837 32.82	92,529 26.91	71,690 20.85	45,718 13.30	14,994 4.36	1,602 0.47	6,022 1.75
R4 年	人数(人) 比率(%)	343,817	114,127 33.19	93,574 27.22	73,386 21.34	47,321 13.76	15,506 4.51	1,589 0.46	6,277 1.83

2. 健康生きがい対策

(1) 敬老月間行事（9月1日～30日）

	事業内容	対象者・施設
敬 老 祝 状	88歳、100歳に敬老祝状を贈呈する。	毎年4月1日から翌年3月31日までの間に誕生日を迎えられる方（ただし、その年の9月15日時点で1年以上住所を有する方に限る）
最 高 齢 者 訪 問	市内男女最高齢者を市長等が訪問、祝品を贈呈し、長寿を祝う。	令和3年度 市内最高齢者 男性 104歳 女性 109歳

(2) 老人福祉センター、老人憩いの家の運営

高齢者に対し、老人クラブ活動、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって高齢者の心身の健康増進を図るために次の施設を運営している。

ア. 老人福祉センター

事業内容	教 養 ・ 講 座 ： 俳句、囲碁、社交ダンスなどの各種講座 各 種 相 談 ： 健康相談、医療相談、生活相談 介 護 予 防 ： おおつ光ルくん体操（月1回） デイサービス：北、南、東のみ 入 浴 事 業 ： 100円／回 回数券 1,050円（11枚綴り）
利用対象	市内在住の60歳以上の方
利用時間	午前9時～午後5時（入浴は正午～午後4時まで）※月曜日の入浴は休み
休 館 日	毎週日曜日、祝日（敬老の日を除く）、12月29日～翌年1月3日

施設概要

名称	所在地 電 話	敷地面積	建物面積 建物構造	室構造		工事費	完成日
大 津 市 立 木 戸 老 人 福 祉 セ ン タ ー （ A 型 ） 木戸市民センター内	木戸 58 592-1133	639.87 m ² (対象部分のみ)	639.87 m ² (対象部分のみ) 鉄筋コンクリート造 3 階 建	事務室 健康相談室 機能回復訓練室 風呂	ラウンジ 集会室 和室	87,026 千円 (改築費のみ)	H21 4.2
大 津 市 立 北 老 人 福 祉 セ ン タ ー （ A 型 ）	今堅田二丁目 4-1 573-7123	1,263.54 m ²	679.59 m ² 鉄筋コンクリート造 及 び 一部鉄骨造 瓦葺平屋建	事務室 健康相談室 機能回復訓練室 デイサービス施設	大広間 娛樂室 ラウンジ 風呂	188,545 千円	S62 4.2
大 津 市 立 中 老 人 福 祉 セ ン タ ー （ 特 A 型 ）	打出浜 1-5 526-2752	1,595.76 m ²	1,845.99 m ² 鉄筋コンクリート造 3 階 建	事務室 健康相談室 生活相談室 機能回復訓練室 図書室 風呂 食堂	大広間 娛樂室 集会室 談話室 茶室	412,000 千円	S55 9.2

名称	所在地 電 話	敷地面積	建物面積 建物構造	室構造	工事費	完成日
大 津 市 立 南 老 人 福 祉 セ ン タ ー (A 型)	南郷一丁目 14-30 537-7417	3,581.33 m ²	1,214.33 m ² (うち増築) 456.00 m ² 鉄 骨 造 (一 部 鉄 筋) 瓦 葺平屋建	事務室 健康相談室 機能回復訓練室 デイサービス施設 デイ事務所 南すこやか相談所 南あんしん長寿相 談所(地域包括支 援センター)	大広間 娛樂室 ラウンジ 面接室 風呂 増築 175,306 千円	H1 6.1 増築 H6 4.1
大 津 市 立 東 老 人 福 祉 セ ン タ ー (特 A 型)	玉野浦 6-33 545-5970	2,323.79 m ²	1,168.34 m ² 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 瓦 葺 2 階 建	事務室 健康相談室 機能回復訓練室 教養娛樂室 デイサービス施設	風呂 特浴室 大広間 造形室 ラウンジ	724,625 千円 H3 6.1

イ．老人憩の家整備状況

	所在地・電話	敷 地 面 積	建 物 構 造	建 物 規 模	室 数	工 事 費	完 成 年 月 日
下 龍 華 老人憩の家 (伊香立ふれ あいセンター と併設)	伊香立 下龍華町 584-157 598-2432	2,038.72 m ² (全体)	鉄筋コンク リ ー ト 造 平 屋 建	116.17 m ² 全体 488.39 m ²	和 室 18 畳 2 間	42,918 千円 全体 90,667 千円	S55 5.12
坂 本 老人憩の家	坂本六丁目 22-59 579-1949	347.05 m ²	鉄筋コンク リ ー ト 造 平 屋 建	151.86 m ²	和 室 10 畳 2 間 談 話 室 浴 室	48,750 千円	S61 8.1
皇 子 が 丘 老人憩の家	皇子が丘 一丁目 7-22 521-3730	568.59 m ²	鉄筋コンク リ ー ト 造 平 屋 建	191.57 m ²	和 室 10 畳 2 間 談 話 室 浴 室 休 養 室 湯 沸 室	58,000 千円	H1 4.21
さ が み 川 老人憩の家 昭和町から新築 移転 平成 23 年 7 月 (膳所あんしん 長寿相談所(地 域包括支援セ ンター)、膳所 すこやか相談所 と併設)	膳所二丁目 5-5 525-6211	532.11 m ²	鉄 骨 造 平 屋 建	90.25 m ² 全体 290.00 m ²	ロ ビ ー 浴 室	全体 95,769 千円	H23 3.31
田 上 老人憩の家	稲津一丁目 14-32	734.72 m ²	鉄筋コンク リ ー ト 造 平 屋 建	166.00 m ²	和 室 10 畳 2 間 プレイルーム 調 理 室 浴 室	23,496 千円	S57 8.25

老人クラブ活動の拡充と助成

孤独になりがちな高齢者が親睦と交流を図り、健康の増進や教養を高めるなかで、長年培ってきた尊い知識と経験を生かして、地域社会活動を積極的に促進するため、老人クラブ組織の強化、指導を行い活動補助金を交付している。

(令和4年4月1日現在)

老人 クラブ数	会員数	単位クラブ活動補助金			市老人クラブ連 合会補助金
			30人以上適合クラブ	29人以下小規模クラブ	
99クラブ	4,659人	連合会加入	51クラブ 月額 3,015×年間活動月数 +311×会員数	4クラブ 月額 1,200×年間活動月数 +311×会員数	@58×総会員数 +7,475,739 (事務局運営補助、活動補助、研修事業補助等)
		連合会未加入	35クラブ 月額 3,015×年間活動月数 +100×会員数	9クラブ 月額 1,200×年間活動月数 +100×会員数	

(1) 健康老人のためのスポーツ振興対策の促進

昭和53年度から老人健康生きがい対策の一環として県ではじめて、ゲートボール、老人健康体操の普及、指導に努め、老人クラブ活動の恒常化、活発化を図るとともに会員相互の交流、高齢者自身の健康増進に寄与している。

・令和3年度の主な行事

令和3年10月 第44回大津市高齢者健康づくりスポーツ大会(中止)

(2) 公益社団法人大津市シルバー人材センターの助成

目的 臨時的、短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを促進するため助成している。

事業 高齢者の希望と能力に応じた就業機会の開拓、提供の他、就業に関する相談業務、情報の収集及び提供、調査研究、また、仕事に関する知識、技能の付与を目的とした講習等を実施。

会員 おおむね60歳以上の市内在住者。

事業経過 昭和53年度から設立準備

- ・昭和54年5月 市内老人クラブ会員10,964人を対象に事業団への参加希望等についてアンケート調査実施。7,233人(66%)回答。回答中2,400人(33%)の高齢者が何らかのかたちで就業希望。
- ・昭和54年9月 大津市商工会議所、瀬田商工会、堅田商工会の1,927企業を対象に事業団への委託可能業務等についてアンケート調査実施。
771社(40%)の協力的な回答を受ける
- ・昭和55年11月14日 第1回設立発起人会
- ・昭和55年12月8日 第2回設立発起人会
- ・昭和55年12月11日 120余名会員によるシルバー人材センター大津市高齢者事業団
- ・昭和56年2月10日 社団法人の知事認可(会員数178名)
- ・昭和56年3月5日 事務局開設
- ・昭和62年9月4日 (社)大津市シルバー人材センターに名称変更
- ・平成12年3月 指定居宅サービス事業所(訪問介護)に
- ・平成16年10月 事務所(中央二丁目)作業所(長等三丁目)移転
- ・平成18年4月 指定介護予防サービス事業所(介護予防訪問介護)に
- ・平成23年10月 公益社団法人に変更
- ・令和3年度事務局員数 事務局職員 16
非常勤職員 5

(令和4年4月1日現在)

正会員数	受託件数	契 約 金 額			就労延人数
		民間事業	公社・公団事業	公共事業	
1,632 人	11,995 件	10,296 件 363,887 千円	809 件 88,154 千円	890 件 57,878 千円	108,605 人

※受託件数、契約金額、就労延人数については、令和3年度実績

(3) 老人健康広場整備事業

高齢者が身近な場所で気軽にグラウンドゴルフやゲートボールの練習や軽スポーツができる場として市有地等を活用し、整備している。

3. 介護予防対策（地域支援事業）

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

事 業 名 称	概 要
介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業	要支援認定を受けた方又は事業対象者と判定された方を対象に、訪問や通所等のサービスを実施する。 (1) 介護予防訪問介護相当サービス ホームヘルパーが入浴、排泄、食事などの身体介護や、掃除、洗濯、調理などの生活援助などを行う。 (2) 訪問型サービスC 閉じこもり、認知症、うつ等によりデイサービスの利用が困難な方の居宅を看護師等が訪問し、助言、指導等を行う。 (3) 介護予防通所介護相当サービス デイサービスセンターなどに日帰りで通い、入浴、食事、機能訓練などを行う。 (4) 通所型サービスC（おおつ元気アップ教室） 運動機能向上や口腔機能の向上、栄養改善などのプログラムを短期間集中で行う。 (5) 短期集中複合型予防サービス リハビリ専門職等による訪問型サービスCと通所型サービスCを組み合わせ、短期間集中で総合的な機能訓練を行う。 (6) 配食サービス（総合事業型） ひとり暮らし又はそれに準ずる世帯の高齢者に必要な回数分（原則最大週5回）昼食を配送し、食生活リズムを整えるとともに安否確認を行う。
一 般 介 護 予 防 事 業	65歳以上の高齢者を対象に、要介護状態になることを予防するため、介護予防に関する知識の普及、啓発や運動機能向上の教室等各種事業を実施する。 (1) 介護予防普及啓発事業 スポーツクラブ等で運動を中心としたプログラムを提供する「介護予防フィットネス事業」、月1回各老人福祉センターでおおつ光ルくん体操等に取り組む「運動実践教室」を実施。 (2) 介護予防活動支援事業 地域で週1回以上又は月1回以上介護予防活動を行う団体に対し、活動経費の2分の1（上限12万円又は3万円）を補助。 (3) 地域リハビリテーション活動支援事業 住民主体の通いの場にリハビリ専門職が介護予防に関する出前講座を行う。

(2) 包括的支援事業等

地域包括支援センターにおいて、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等が次の事業を実施する。

名 称	概 要
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 活 動 推 進 事 業	(1) 介護予防支援 要支援又は介護予防・生活支援サービス事業対象の認定を受けた被保険者について、介護予防サービス・支援計画を作成する。 (2) 総合相談支援、権利擁護 地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。 (3) 包括的・継続的マネジメント 高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員との多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的マネジメントを実現するための後方支援を行う。 平成 27 年度から新たに包括的支援事業に下記が位置づけられた ・ 在宅医療・介護連携の推進 ・ 認知症施策の推進 ・ 地域ケア会議の推進 ・ 生活支援サービスの体制整備
認 知 症 施 策 推 進 事 業	認知症地域支援推進員を配置し、認知症施策を総合的に推進する。また、初期集中支援チームを配置し、初期認知症や認知症の困難事例についての対応を行う。 認知症サポート医によるもの忘れ相談等の事業を実施する。 認知症の人やその家族が、地域の人や専門職と相互に情報を共有し、お互いを理解し合える場の開設(認知症カフェ)。

(3) 任意事業

介護予防事業、包括的支援事業のほか、次の事業を実施する。

事 業 名 称	概 要
配食サービス(任意事業型)	ひとり暮らし又はそれに準ずる世帯の高齢者に必要な回数分(原則最大週に5日)、昼食を配達し食生活リズムを整えらるとともに安否確認を行う。
紙 お む つ 給 付 事 業	加齢に伴って生ずる身体上又は精神上の障害により、寝たきり又は認知症となり、常時紙おむつを必要とする状況が3か月以上継続、その他所得内容等一定の要件を満たす高齢者を対象に、1 か月当たり 4,500 円分の紙おむつ受給券を支給する。
成年後見制度利用支援事業	成年後見人等への報酬を支払うことが困難な高齢者に対し、その資力に応じて報酬の一部又は全部を補助する。
認知症サポーター養成事業	市民一人ひとりが認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指して、認知症サポーター養成講座を実施する。
家 族 介 護 支 援 事 業	認知症の人とその家族を地域で支える環境づくりの推進のため、行方不明高齢者早期発見ダイヤル、GPS貸与、介護教室等の事業を実施する。

4. その他の高齢者福祉対策

地域支援事業及び介護保険事業の他に、高齢者の福祉向上をはかるため、次の事業を実施する。

事業名称	概要
日常生活用具サービス	加齢に伴う心身の障害等があるおおむね 65 歳以上の、ひとり暮らし又は高齢者だけの世帯(それに準ずる世帯)に属する高齢者に対して、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付又は貸与する。 ① 給付品目(電磁調理器、火災警報器) ② 貸与品目(緊急通報装置)
高齢者小規模住宅改造経費助成事業	要支援・要介護認定を受けている日常生活動作能力の低下した高齢者の排泄、入浴、移動などを容易にするため、便所や浴室の改造、手すりの設置、段差解消等の住宅改造に要する経費(50 万円が上限額)に対して、1/2(25 万円が上限額)を助成する。
転倒予防のための屋内改修サービス事業	屋内で転倒する可能性の高い高齢者で、要支援・要介護認定を受けていない方の、転倒を予防するために行う手すりの取付けなどの軽微な屋内改修の工事費(1 か所 5 千円以内、5 万円が上限額。原材料費は利用者負担)に対して、その 9 割を助成する。
寝具丸洗いサービス事業	在宅のねたきりの高齢者等の衛生の向上を図ることを目的に、年 1 回、寝具を丸洗い乾燥するサービスを実施する。
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせるよう、医療、介護、健診等のデータによる地域課題の把握を行い、高齢者への個別的支援及び通いの場等への積極的な関与を行うことにより、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組を推進する。

5. 老人保護措置

居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させ、生活の安定と福祉の増進を図る。また、常時の介護が必要な高齢者で、虐待等によりやむを得ない場合に、特別養護老人ホーム等に入所させる。

(1) 対象者

65 歳以上(特別な事情の場合は 65 歳未満を含む。)で、環境上の理由及び経済的理由(市民税均等割のみ課税以下)により居宅において養護を受けることが困難な高齢者

(2) 養護老人ホーム等被措置者現在員数

(各年 3 月 31 日現在)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
養護老人ホーム	194 人	193 人	194 人	191 人	191 人
特別養護老人ホーム等	6 人	14 人	14 人	13 人	6 人

(3) 養護老人ホーム等被措置者数

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

区分	入所者数	退所者数	被措置者現在員数		
	(前年度中)	(前年度中)	市内	市外	計
養護老人ホーム	23 人	23 人	101 人	90 人	191 人
特別養護老人ホーム等	1 人	8 人	6 人	0 人	6 人
合計	24 人	31 人	107 人	90 人	197 人

6. 介護保険事業

高齢化は急速に進んでおり、21 世紀半ばには国民の 3 人に 1 人が高齢者になると予測されている。このような状況において、高齢者の多くが健康や介護に対する不安を抱え、核家族化等により家族の扶養意識が変化する中で、高齢者の介護システムを整備することが急務となっている。このため、国民の共同連帯の理念に基づき、社会全体で介護を支える仕組みとして介護保険制度が創設され、平成 12 年 4 月から市町村を保険者として、施行された。

本市では、令和 3 年 3 月に策定した「第 8 期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、在宅サービスの拡充や施設サービスの整備などの基盤整備を図りながら、制度の円滑な実施に努めているところである。

- (1) 保険者
大津市

- (2) 被保険者 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

	対 象	被保険者数
第 1 号被保険者	大津市内に住所を有する 65 歳以上の人	93,507 人
第 2 号被保険者	大津市内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者	116,858 人

- (3) 第 1 号被保険者保険料 (令和 4 年度)

所得段階	区 分	保険料(年)
第 1 段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・市民税非課税世帯、かつ本人の課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円以下	22,860 円
第 2 段階	市民税非課税世帯、かつ本人の課税年金収入額＋合計所得金額が 120 万円以下	38,100 円
第 3 段階	市民税非課税世帯、かつ本人の課税年金収入額＋合計所得金額が 120 万円超	53,340 円
第 4 段階	本人市民税非課税、世帯内に市民税課税者がいる場合で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円以下	60,960 円
第 5 段階	本人市民税非課税、世帯内に市民税課税者がいる場合で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円超	76,200 円
第 6 段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が 100 万円未満	86,106 円
第 7 段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が 100 万円以上 125 万円未満	91,440 円
第 8 段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満	102,870 円
第 9 段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が 200 万円以上 350 万円未満	118,110 円
第 10 段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が 350 万円以上 500 万円未満	133,350 円
第 11 段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が 500 万円以上 750 万円未満	152,400 円
第 12 段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が 750 万円以上 1000 万円未満	167,640 円
第 13 段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が 1000 万円以上	175,260 円

(4) 保険料の賦課 ・ 徴収

区 分	保 険 料 の 賦 課 ・ 徴 収
第 1 号 被 保 険 者	(3)のとおり、所得段階別保険料を賦課し、老齢・退職・障害・遺族年金額が年18万円以上の人は原則として特別徴収し、それ以外の人は普通徴収する。
第 2 号 被 保 険 者	介護保険料としては徴収されず、医療保険者が医療保険の規定により徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付する。

(5) 要介護 ・ 要支援認定

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

	件数		
新規申請者数	3,906 人		
認定者数	(令和4年3月31日現在)		
	要支援 1	2,558 人	14.0%
	要支援 2	3,205 人	17.5%
	要介護 1	2,747 人	15.0%
	要介護 2	3,629 人	19.8%
	要介護 3	2,728 人	14.9%
	要介護 4	2,053 人	11.2%
	要介護 5	1,387 人	7.6%
18,307 人			
審査会開催数	527 回		

(6) 介護保険で利用出来るサービス
在宅サービス

区 分	要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5	要支援 1 ・ 2
訪問を受けて利用する	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
通所して利用する	通所介護 通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
住環境を整える	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 住宅改修	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売 介護予防住宅改修

短期入所する	短期入所生活介護 短期入所療養介護	介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護
その他	特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護

施設サービス

要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) (原則、要介護 3 以上) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 (※)

(※) 令和 4 年 4 月 1 日現在、大津市での実施事業所なし

地域密着型サービス

要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5	要支援 1 ・ 2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 (※) 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (原則、要介護 3 以上) (29 人以下) 地域密着型特定施設入居者生活介護 (※) (29 人以下) 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護(要支援 2 のみ)

(※) 令和 4 年 4 月 1 日現在、大津市での実施事業所なし

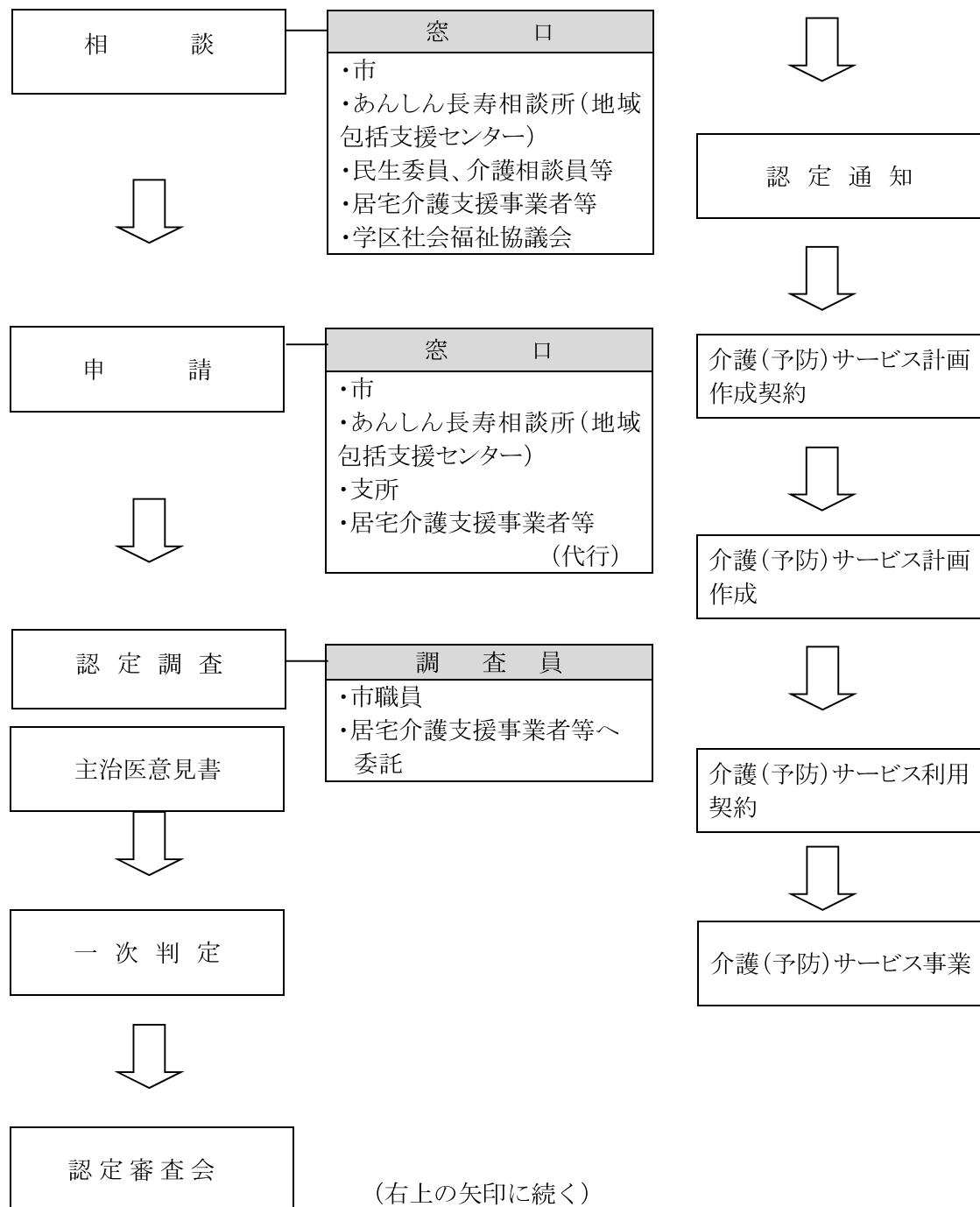
(7) 利用者負担と軽減措置

介護保険では、保険給付の対象となるサービスに要した費用の 1 割、2 割又は 3 割が利用者負担となっている。ただし、介護 (予防) サービス計画の作成等の居宅介護支援については利用者負担はない。

利用者負担に対する軽減措置は、次のとおり。

- (1) 災害時等における利用者負担の軽減
- (2) 高額介護(予防)サービス費の支給による利用者負担の軽減
- (3) 高額医療合算介護(予防)サービス費の支給による利用者負担の軽減
- (4) 特定入所者介護(予防) サービス費の支給による介護保険施設の食費及び居住費(滞在費)の負担の軽減
- (5) 介護老人福祉施設旧措置入所者の利用者負担の減額・免除
- (6) 障害者訪問介護等利用者負担の軽減
- (7) 社会福祉法人等利用者負担の軽減

(8) 相談から介護サービスまでの流れ



(9) あんしん長寿相談所(地域包括支援センター)設置状況

(令和4年4月1日現在)

名称	所在地	担当地区	電話
和邇あんしん長寿相談所 (和邇地域包括支援センター)	和邇高城 12	小松・木戸・和邇・小野	594-2660 594-2727
堅田あんしん長寿相談所 (堅田地域包括支援センター)	本堅田三丁目 17-14	堅田・仰木・ 仰木の里・仰木の里東	574-1010 574-1080
真野あんしん長寿相談所 (真野地域包括支援センター)	真野四丁目 24-38	葛川・伊香立・真野・ 真野北	573-1521 573-1522
比叡あんしん長寿相談所 (比叡地域包括支援センター)	坂本六丁目 1-11	雄琴・日吉台・坂本・ 下坂本・唐崎	578-6637 578-6692
中あんしん長寿相談所 (中地域包括支援センター)	浜大津四丁目 1-1 (明日都浜大津 5 階)	藤尾・長等・逢坂・中央	528-2003 528-2006
中第二あんしん長寿相談所 (中第二地域包括支援センター)	南志賀一丁目 7-27 丸一荘 102	滋賀・山中比叡平	521-1471 521-1472
膳所あんしん長寿相談所 (膳所地域包括支援センター)	膳所二丁目 5-5	平野・膳所	522-8867 522-8882
晴嵐あんしん長寿相談所 (晴嵐地域包括支援センター)	栗津町 1-18	富士見・晴嵐	534-2661 534-2662
南あんしん長寿相談所 (南地域包括支援センター)	南郷一丁目 14-30	石山・南郷・大石・田上	533-1332 533-1352
瀬田あんしん長寿相談所 (瀬田地域包括支援センター)	大江三丁目 2-1	上田上・青山・瀬田・ 瀬田南	545-3918 545-3931
瀬田第二あんしん長寿相談所 (瀬田第二地域包括支援センター)	大萱六丁目 4-16	瀬田北・瀬田東	545-5760 545-5762

保 健 事 業 ・ 医 療

1. 母子保健事業
2. 成人及び老人保健事業
3. 予防接種
4. 精神保健
5. 被爆者援護
6. 難病対策
7. その他の保健事業等
8. 医務・薬務
9. 医療体制
10. 子ども発達相談センター

保 健 事 業 ・ 医 療

1. 母子保健事業

大津市の乳幼児健診は「大津 1974 方式」として、受診もれをなくす・発見もれをなくす・対応もれをなくすを 3 つの柱として体系づけられた。その後、社会情勢、生活環境の変化等に伴い、現在は、健診が早期発見・早期対応の場から育児支援、虐待の早期発見・予防としての機能が高くなりつつある。また、発達障害の早期発見、早期対応に関しては、関係機関と連携し、様々な形で取り組んでいる。

母子保健の力点が育児支援へと移行し、保護者支援を中心に据えた育児力を高めるための様々な事業を以下のとおり展開している。

(1) 母子健康手帳の交付及び妊婦相談

和邇、堅田、比叡、中、膳所、南及び瀬田すこやか相談所で交付し、相談に応じている。また、各すこやか相談所では、妊婦一人ひとりに妊娠・子育てケアプランを利用し、妊娠中の保健サービスの案内や出産後の手続き等の案内を行っている。

(2) 妊婦健康診査

医療機関に委託して妊婦健康診査を実施している。平成 24 年度に公費負担額を増額し、妊婦一人あたり公費負担額 94,940 円。令和 2 年度 10 月より多胎妊婦に対し、追加で 18,600 円の助成を開始した。さらに、令和 3 年 4 月より多胎妊婦に対し、追加で 12,000 円の助成を開始したため、多胎妊婦に対しては、合計 30,600 円の追加助成を実施している。

(令和 3 年度)

合 計
延べ 29,729 件

(3) マタニティサロン・初めてのパパママ教室

妊婦及びそのパートナーを対象に交流と学習の場を提供している。(マタニティサロンのうち、2 回は高齢妊婦を対象に実施。)

(令和 3 年度)

	回 数	参 加 数
マタニティサロン	9 回	71 人
初めてのパパママ教室	14 回	242 組

(4) 新生児訪問

生後 1 か月以内の新生児を持つ家庭を訪問することにより、児の異常の早期発見、母親の心身の健康状態の観察を行い、家庭内での育児が円滑に行えるよう指導する。

(令和 3 年度)

実 施 数	継続支援率
2,102 人	43.1%

※大津市に里帰り中の新生児訪問を含む

(5) 赤ちゃん手帳送付

乳幼児健診の勧奨のため、健診の間診票、発達の節目の時期に家庭での様子を観察し郵送してもらう。

ハガキ、各月齢における育児に対するヒント、離乳食のすすめ方を一冊にまとめた赤ちゃん手帳と予防接種手帳(手引き、予診票、接種券)を生後 2 か月頃に送付している。

(6) 乳幼児健診

(令和3年度)

健 診	赤ちゃん 相談会	4 か月児健診	10 か月児健診	1 歳 9 か月児 健診	2 歳 6 か月児 健診	3 歳 6 か月児 健診
目 的	4 か月児健診 後のフォロー と育児支援	疾病の早期 発見及び早 期対応	幼児期への移 行期における 心身の発達及 び育児上の問 題の早期発 見、早期対応 とむし歯予防	早期のむし歯 予防と1歳半 の発達の節 目をしっかり こえて、幼児 期に入ってい るか確認する	乳歯列の完 了期における むし歯予防及 び育児に関 する主訴につ いての相談と 指導	幼児期最後の 健診。臼歯部 のむし歯予 防、尿検査、さ さやき声検 査、視力検査 を通じて疾病 の早期発見と 早期対応及び 肥満予防・指 導
方 法	集団	個別市内医 療機関に委 託(4 か月児 健診受診票 を利用)	集団	集団 有料(400 円)	集団 有料(400 円)	集団 有料(400 円)
内 容	身体計測、小 児科診察、育 児、発達、栄 養、歯科の相 談(相談内容 に応じた個別 相談)	身体計測、小 児科診察、個 別指導	身体計測、小 児科診察、保 健指導、歯科 保健指導、発 達相談、栄養 相談	身体計測、小 児科診察、保 健指導、発達 相談、歯科健 診及び保健 指導とフッ化 物塗布	歯科健診及 び保健指導と フッ化物塗 布、主訴のあ る保護者又は 個別相談が 必要な幼児 に対して育 児、発達の相 談および保健 指導	身体計測、小 児科診察、視 力検査、尿検 査、保護者に よるささやき 声検査の結 果確認、保健 指導、歯科健 診及び保健 指導、フッ化 物塗布、栄養 相談、発達相 談
実施結果 (R3)	受診者 延 247 人	対象者 2,454 人 受診者 2,413 人 受診率 98.3%	対象者 2,699 人 受診者 2,413 人 受診率 89.4%	対象者 3,066 人 受診者 2,736 人 受診率 89.2%	対象者 3,018 人 受診者 2,643 人 受診率 87.6%	対象者 2,920 人 受診者 2,577 人 受診率 88.3%

(7) 発達相談事業

各健診で発見された障害児、要経過観察児及び保護者からの申し込みのある乳幼児を対象に発達相談を実施している。

(相談結果)

(令和3年度)

年度年齢 件 数	0 歳児	1～3 歳児	4 歳児以上	合 計
実 人 数(人)	364	756	43	1,163
延 人 数(人)	472	1,044	52	1,568

(8) 小児肥満予防個別相談会

3 歳 6 か月児健診後から就学前までで肥満傾向の児を対象として食事だけにとらわれず、遊びなど生活全体を見直すことで将来の学童肥満、生活習慣病予防のきっかけとするために実施している。

令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため保育園や幼稚園より依頼があった児のみ、明日都相談会にて個別相談を実施した。 件数 2 件

(9) 離乳食教室

第一子で4か月から6か月の乳児をもつ保護者を対象に、離乳食の始め方、進め方などの指導を実施している。

令和2年度から、7か月から9か月児をもつ保護者を対象に後期離乳食教室を始めた。また、令和3年度より新型コロナウイルス感染拡大にも対応できるよう、オンライン教室も実施している。

(令和3年度)

	実施回数	参加組数
前期教室	24(10)	144(55)
後期教室	14(6)	48(11)
合計	38(16)	192(66)

※()内はオンライン教室の数

(10) 子育て教室・母子健康教育

母と子が安心して集える集団の場を提供し、遊びや育児経験等を伝えあうことにより、地域ぐるみの子育てに取り組めるよう実施している。

(場所及び参加状況)

(令和3年度)

地域主催	12回、64組
行政主催	51回、501組

(11) 一般不妊治療費助成制度・特定不妊治療費助成制度・不育症治療費助成制度

一般不妊治療費助成制度（対象：健康保険適用の不妊検査と不妊治療、人工授精）は、年1回申請、年間5万円を限度額とし、自己負担額の2分の1を補助している。また、令和4年4月から人工授精が保険適用となったため、令和4年4月からの保険適用までの経過措置分として令和4年1月1日から令和4年3月31日までの治療分について、特例的に助成対象とし、令和3年度をもって事業を終了した。一方、特定不妊治療費助成制度（対象：体外受精、顕微授精）は、平成28年4月1日から、妻の年齢が43歳以上は対象外。初めて助成を受ける際の治療開始時の年齢が40歳未満の場合は通算6回まで、40歳以上43歳未満の場合は通算3回まで助成が可能となる。令和3年1月に国の制度改正による助成拡大があり、助成対象者に事実婚を追加。所得制限を撤廃。助成回数を出産ごとにリセットできるようになった。また、助成額については、1回の治療につき上限30万円。（ただし、「治療区分C及びF」については1回の治療につき上限10万円とする。男性不妊症の治療の助成も上限30万円に拡大）。不育症治療費助成制度（対象：健康保険適用の不妊検査と不育症治療、健康保険適用外の不育症検査）は、令和2年9月30日までの治療開始分は1年度につき、①検査費と治療費の医療保険適用分の本人負担額の2分の1で上限額5万円②検査費の医療保険適用外分の本人負担額の全額で上限額10万円。令和2年10月1日治療開始分からは、保険適用内外問わず上限15万円とし、治療内容をアスピリン療法及びヘパリン療法に限る。令和3年4月1日より助成対象者に事実婚を含み、所得制限撤廃を図った。

(実施状況)

(令和3年度)

	助成件数
一般不妊治療費助成制度	358件
特定不妊治療費助成制度	686件
不育症治療費助成制度	8件

(12) 多胎児家庭育児支援事業

出生から3歳の誕生日の前日まで、合計100時間の範囲内でヘルパーを派遣し、多胎児を養育する保護者の負担軽減を図る。

(実施状況 令和3年度)
利用者実件数 22 件
利用実施回数 569 回

(13) 小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病患者に対し、その治療に要した医療費の自己負担分（一部又は全額）を補助している。

(実施状況 令和3年度)
給付実件数 441 件

(14) 未熟児養育医療給付事業

未熟児であって、指定医療機関の医師が入院養育を認めた場合、その医療費について給付を行う。

(実施状況 令和3年度)
給付実人数 99 人

2. 成人及び老人保健事業

市民の健康の保持・増進を図るため、健康増進法に基づく健康相談、健康教育及び各種がん検診等の健康増進事業を、医師会をはじめ関係団体の協力のもとに実施している。

平成30年10月からは、「がん対策推進基本計画」に基づきアピアランスケア支援事業を開始し、がん患者が購入する補整用具（ウィッグ・帽子）の購入に係る費用を助成している。

また、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年度から、滋賀県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした健康診査を実施している。

(1) 健康手帳の交付

健（検）診の記録や保健指導の記録等を記載し、自らの健康管理に役立てるために、おおむね40歳以上の希望者に対して健康手帳を交付している。

(交付状況) (令和3年度)

交付者数
469 人

(2) 健康教育

生活習慣病や疾病の予防及び介護を要することの予防、その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図るとともに、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的に各すこやか相談所において健康教育を実施している。

(集団健康教育実施状況)

・健康増進事業 8回 185人 ・介護予防普及啓発事業 28回 391人

(3) 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うことにより、生活習慣病や疾病の予防及び健康の保持増進を図っている。各すこやか相談所では土・日・祝日を除く毎日健康相談室を開設し、地域によっては、市民センターでの健康相談日を設けている。また、地域からの依頼により各学区老人クラブ等を対象とした健康相談も実施している。

(実施状況) (令和3年度)

区分	すこやか相談所	各学区市民センター	老人クラブ	その他	合計
開催回数	1,694 回	40 回	10 回	58 回	1,802 回
相談人数	2,853 人	241 人	94 人	408 人	3,596 人
相談件数	4,661 件	546 件	95 件	565 件	5,867 件

(4) 訪問指導

療養上の保健指導が必要であると認められる者及び家族等に対して、各すこやか相談所の保健師等が家庭を訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的に実施している。

健康増進法に基づく訪問指導は、40 歳から 64 歳までの市民が対象となっている。

(実施状況)

(令和 3 年度)

訪問実人数	28 人	訪問延人数	28 人
-------	------	-------	------

(5) 肝炎ウイルス検診

40 歳以上の市民で、①過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない者 ②特定健診及びその他の法令に基づき行われる特定健診に相当する健康診断の結果において肝機能検査の数値のうち、いずれか 1 つでも「保健指導判定値」であった者を対象に、実施医療機関で個別検診と、特定健診と同日実施による集団検診を実施している。また、精度管理のために大津市消化器がん検診協議会を開催し、肝炎ウイルス検診の充実を図っている。

(実施状況)

(令和 3 年度)

受診者数	B型肝炎ウイルス陽性者数	C型肝炎ウイルス陽性者数
1,982 人	1 人	1 人

(6) 胃がん検診（胃部レントゲン検査）

40 歳以上の市民を対象に市民センター等で検診車による集団検診を実施している。また、精度管理のために大津市胃がん検診協議会を開催し、胃がん検診の充実を図っている。

(実施状況)

(令和 3 年度)

受診者数	要精検者数	がん発見者数
1,308 人	80 人	2 人

(7) 胃がん検診（胃内視鏡検査）

平成 30 年 2 月から、当該年度において 50 歳以上の偶数年齢の市民（2 年に 1 度）を対象に、実施医療機関での個別検診を実施している。また、精度管理のために大津市胃がん検診協議会を開催し、胃がん検診の充実を図っている。

(実施状況)

(令和 3 年度)

受診者数	要精検者数	がん発見者数
673 人	58 人	1 人

(8) 子宮頸がん検診

20 歳以上の女性市民（2 年に 1 度）を対象に、検診車による集団検診及び県内実施医療機関での個別検診を実施している。

(実施状況)

(令和 3 年度)

受診者数	要精検者数	がん発見者数
10,193 人	268 人	3 人

(9) 乳がん検診

40 歳以上の女性市民（2 年に 1 度）を対象に、実施医療機関（市内 5 病院と市外 4 病院）での個別検診と検診車による集団検診を実施している。平成 30 年度からは特定健診と同日実施による集団検診を実施している。また、精度管理のために大津市乳がん検診協議会を開催し、乳がん検診の充実を図っている。

(実施状況)

(令和 3 年度)

		受診者数	要精検者数	がん発見者数
乳がん検診		5,513 人	461 人	27 人
内訳	個 別	4,900 人	427 人	25 人
	集 団	613 人	34 人	2 人

(10) 大腸がん検診

40 歳以上の市民を対象に、実施医療機関での個別検診と、特定健診と同日実施による集団検診を実施している。また、精度管理のために大津市消化器がん検診協議会を開催し、大腸がん検診の充実を図っている。

(実施状況)

(令和 3 年度)

受診者数	要精検者数	がん発見者数
15,352 人	814 人	28 人

(11) 肺がん結核検診

40 歳以上の市民を対象に、実施医療機関での個別検診と、特定健診と同日実施による集団検診を実施している。また、精度管理のために大津市肺がん結核検診協議会を開催し、肺がん結核検診の充実を図っている。

(実施状況)

(令和 3 年度)

受診者数	要精検者数	がん発見者数
17,206 人	1,113 人	10 人

(12) 基本健康診査

健康増進法に基づき、40 歳以上で医療保険に加入していない生活保護世帯の者及び中国残留邦人等の支援を受けている者を対象に、登録医療機関において個別健診を実施している。

実施期間：令和 3 年 6 月から令和 4 年 1 月まで

(実施状況)

(令和 3 年度)

受診者数	288 人
------	-------

(13) 後期高齢者健康診査

滋賀県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて、滋賀県後期高齢者医療制度被保険者を対象に、生活習慣病を早期に発見するための健康診査を県内登録医療機関において実施している。

平成 27 年度より、滋賀県後期高齢者医療広域連合の方針に従い生活習慣病で定期的に受診している者及び要介護認定を受けている者は、健康診査の対象外とした。

実施期間：令和 3 年 6 月から令和 4 年 1 月まで

(実施状況)

(令和 3 年度)

受診者数	3,392 人
------	---------

(14) 歯科保健推進事業

妊婦と 30 歳、35 歳、40 歳、45 歳の者を対象に、歯周病検診を実施している。

(実施状況)

(令和 3 年度)

受診者数
1,114 人

(15) 胃がんリスク検診（胃の健康度検査）

当該年度において、41 歳、46 歳、51 歳、56 歳、61 歳の市民を対象に実施医療機関での個別検診を実施している。

実施期間：令和 3 年 6 月から令和 4 年 3 月まで

(実施状況)

(令和 3 年度)

受診者数	精検不要者(A群)数	要精検査者数		がん発見者数
		B群	C群	
1,073 人	872 人	145 人	56 人	1 人

(16) アピアランスケア支援事業

平成 30 年 10 月から「がん対策推進基本計画」に基づきアピアランスケア支援事業を開始し、がん患者の療養生活の質的向上のため、補整用具（ウィッグ・帽子）の購入に係る費用を助成している。

（助成対象者）抗がん剤治療等の副作用による脱毛症状に対処するためにウィッグや帽子を購入し、現にがん治療を受けている、又は過去にがん治療を受けていた市民

（助 成 金 額）補正用具の購入に要した費用に相当する額と 10,000 円のいずれか少ない方の額

（申 請）助成対象者 1 人につき、1 回限り

（実 施 期 間）：令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月まで

（申請状況）（令和 3 年度）

合計	男性	女性
147 人	7 人	140 人

3. 予防接種

定期予防接種

乳幼児：四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）、三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）、急性灰白髄炎（ポリオ）、日本脳炎（1期）、BCG、麻しん、風しん、麻しん風しん混合（1期・2期）、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症

学 童：二種混合（ジフテリア、破傷風）、日本脳炎（2期）、子宮頸がん予防

高齢者（65歳以上）：インフルエンザ、高齢者肺炎球菌

臨時予防接種

新型コロナウイルス感染症

定期接種予防接種者数（延べ）

（令和3年度）

予 防 接 種 名	麻 し ん	風 し ん	麻しん風しん 混 合	四 種 混 合	三 種 混 合	日 本 脳 炎
接 種 者 数	1 人	0 人	5,401 人	9,741 人	3 人	7,670 人
予 防 接 種 名	二 種 混 合	B C G	ポ リ オ	水 痘	子 宮 頸 がん 予 防	ヒ ブ
接 種 者 数	2,883 人	2,408 人	1 人	4,753 人	2,779 人	9,758 人
予 防 接 種 名	小 児 用 肺 炎 球 菌	高 齢 者 インフルエンザ	高 齢 者 肺 炎 球 菌	B 型 肝 炎	ロタウイルス 感 染 症	
接 種 者 数	9,753 人	52,085 人	3,162 人	7,226 人	4,832 人	

4. 精神保健

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神疾患の早期治療の促進活動だけではなく、社会復帰や社会活動への参加の促進並びに、広く市民の心の健康保持増進を図り、関係機関等との緊密な連携を図りながら精神疾患や精神障害に関する正しい知識の普及や啓発に努めている。

また自殺対策基本法に基づき、地域自殺対策強化事業交付金を活用し、自殺対策に取り組んでいる。

(1) 精神保健福祉相談件数

精神疾患・障害(疑い含む)を持つ人や家族に対して、相談に応じる。専門医による相談日も設けている。

（令和3年度）

	来所相談	訪問相談	電話相談	精神科医による相談(再掲)
一 般	788 件	270 件	5,655 件	21 件
思春期	71 件	22 件	246 件	16 件
合 計	859 件	292 件	5,901 件	37 件

(2) 自殺対策強化事業実績

自殺予防を目的に、相談機関ネットワーク構築、普及啓発、人材育成、自殺未遂者支援に取り組んでいる。

(令和3年度)

相談機関ネットワーク構築	大津市自殺対策連絡協議会を開催
普及啓発	出前講座を実施 自殺対策強化月間(3月)の啓発 救急隊への啓発マスクの配布 市民のためのアルコール啓発動画の配信
人材育成	大津市自殺対策研修会の実施
自殺未遂者支援	大津市「いのちをつなぐ相談員」派遣事業を実施

5. 被爆者援護

広島・長崎で被爆した者に対し、健康診断や医療の給付、各種手当の給付等の援護を県が行っている。その際の申請受付や県への経由業務等を行っている。

(令和3年度)

被爆者健康手帳交付者数	98 件
各種手当受給者数	医療特別手当 4 件、特別手当 3 件、健康管理手当 64 件、保健手当 8 件
被爆者健康診断実施状況	定期健康診断年 2 回(9 月、2 月)、がん検診年 1 回(10～11 月)、二世健康診断年 1 回(1～3 月)

6. 難病対策

難病のうち、国の指定した疾患について、平成 27 年 1 月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき県が特定医療費（指定難病）支給認定事業を実施し、医療費の一部を公費で助成しており、その際の申請受付や県への経由事務を行っている。

また、国の定める「難病特別対策推進事業実施要綱」に基づき、難病患者に対する適切な在宅療養支援が行えるよう、県内難病拠点・協力病院及び関係機関と連携し、在宅療養支援計画策定・評価事業、訪問相談事業、医療相談事業、訪問指導（診療）事業等を実施している。

(1) 特定医療費（指定難病）支給認定事業

(令和3年度)

医療受給者数	新規申請者数	更新申請者数
3,081 件	599 件	2,805 件

(2) 難病患者訪問相談事業及び訪問指導（診療）事業

(令和3年度)

申請時面接相談	訪問指導	面接相談
延べ 11 件	延べ 44 件	延べ 23 件

(3) 在宅療養支援計画策定・評価事業

(令和3年度)

ケース検討会議	年 8 回実施
ケアマネジメントアドバイザー事業	年 2 回実施
難病対策地域協議会	本会 1 回、災害支援部会 1 回実施。 災害支援部会では避難行動要支援者の状況、保健予防課における災害時支援対策について、意見交換を行った。 本会は書面開催にて、指定難病の申請状況、難病患者の相談状況、難病対策地域協議会災害支援部会の報告をし、難病支援に対する意見をまとめた。

(4) 医療相談事業及び難病対策研修事業

(令和3年度)

パーキンソン病医療講演会	年1回実施
医療講演会	年1回実施
難病在宅支援従事者研修会	年1回実施

7. その他の保健事業等

(1) すこやか相談所

地域に密着した保健・福祉サービスを提供するために、保健師を配置したすこやか相談所を設置し、乳幼児健診、妊産婦、育児等の子育てや寝たきり、認知症の予防に関する相談、疾病予防の見地からの健康教育、地域の保健福祉の窓口として活動している。

【名称及び位置】

- | | |
|------------|-------------------------------|
| ・和邇すこやか相談所 | 和邇高城 12（和邇文化センター併設） |
| ・堅田すこやか相談所 | 本堅田三丁目 17 番 14 号（堅田市民センター向かい） |
| ・比叡すこやか相談所 | 坂本六丁目 1 番 11 号（坂本市民センター敷地内） |
| ・中すこやか相談所 | 浜大津四丁目 1 番 1 号（明日都浜大津 5 階） |
| ・膳所すこやか相談所 | 膳所二丁目 5 番 5 号（さがみ川老人憩の家併設） |
| ・南すこやか相談所 | 南郷一丁目 14 番 30 号（南老人福祉センター併設） |
| ・瀬田すこやか相談所 | 大江三丁目 2 番 1 号（瀬田市民センター内） |

(2) おおつ健康フェスティバル

高齢社会を迎えた今日、健康で生きがいをもって、人生を豊かに自分らしく、明るく暮らすことができる地域社会を実現するため、市民一人ひとりが健康を振り返り、あるいは体験を通して健康づくりを見直すきっかけとなることを目的として、平成3年から毎年実施していた。

しかし、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、中止となった。

8. 医務・薬務

医療従事者(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等)の免許の交付申請に係る事務及び病院、診療所、助産所、施術所等の開設許可や届出事務を行うとともに、これら施設の指導監視を行っている。

また、薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業及び毒物劇物販売業に係る許可申請、登録申請、変更届等の審査事務を行うとともに、これら施設の監視指導を行っている。

(1) 医療等施設数

(令和4年3月末現在)

	総数	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所	衛生検査所
施設数	861	15	303	144	26	305	64	4

(2) 開設者別病院及び許可病床数

(令和4年3月末現在)

病院数	許可病床数					
		精神病床	感染症病床	結核病床	一般病床	療養病床
15	3,824	850	8	37	2,273	656

(3) 診療所施設数及び許可病床数

(令和4年3月末現在)

区分	施設数	病床数		
総数	447		一般病床	療養病床
一般診療所	303	138	121	17
	有床診療所	12	138	121
	無床診療所	291	0	—
歯科診療所	144	0	—	—

(4) 薬局・医薬品販売等施設数

(令和4年3月末現在)

	薬局	薬局製造販売 医薬品 製造販売業	薬局製造販売 医薬品 製造業	店舗販売業	卸売販売業	薬種商業 販売業
施設数	152	9	9	71	19	1
	高度管理 医療機器 等販売業 ・貸与業	高度管理 医療機器 等販売業	高度管理 医療機器 等貸与業	管理 医療機器 販売業・ 貸与業	管理 医療機器 販売業	管理 医療機器 貸与業
施設数	116	55	1	170	779	6
	毒物劇物 販売業 (一般)	毒物劇物 販売業 (農業用品目)	毒物劇物 販売業 (特定品目)	毒物劇物 業務上者 取扱者	特定毒物 研究者	特定毒物 使用者
施設数	82	13	0	1	10	0

(5) 医療及び薬事監視実施状況

(令和4年3月末現在)

	総数	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所	衛生検査所
実施数	165 件	17 件	33 件	35 件	0 件	76 件	2 件	2 件

	薬 局	薬局製造販売 医 薬 品 製 造 販 売 業	薬局製造販売 医 薬 品 製 造 業	店舗販売業	卸売販売業	薬 種 商 販 売 業
実施数	54 件	3 件	3 件	28 件	7 件	0 件
	高 度 管 理 医 療 機 器 等 販 売 業 ・ 貸 与 業	高 度 管 理 医 療 機 器 等 販 売 業	高 度 管 理 医 療 機 器 等 貸 与 業	管 理 医 療 機 器 販 売 業 ・ 貸 与 業	管 理 医 療 機 器 販 売 業	管 理 医 療 機 器 貸 与 業
実施数	30 件	20 件	1 件	28 件	66 件	1 件
	毒 物 劇 物 販 売 業 (一 般)	毒 物 劇 物 販 売 業 (農業用品目)	毒 物 劇 物 販 売 業 (特定品目)	毒 物 劇 物 業 務 上 取 扱 者	特 定 毒 物 研 究 者	特 定 毒 物 使 用 者
実施数	30 件	8 件	0 件	0 件	2 件	0 件

(6) 医師・薬剤師・看護師等免許申請件数

(令和4年3月末現在)

	医師	歯科医師	薬剤師	助産師	保健師	看護師
件数	76 件	10 件	49 件	25 件	43 件	303 件
	診療放射線 技師	理学療法士	作業療法士	臨床検査 技師	視能訓練士	衛生検査 技師
件数	8 件	26 件	11 件	14 件	5 件	0 件

9. 医療体制

(1) 小児救急医療

- ・ 目 的 休日、夜間における初期医療から高度医療を必要とする小児急病患者の受入れを、24 時間体制で対応している。
- ・ 診療体制 大津赤十字病院（共同利用型方式）
- ・ 協力医師 大津赤十字病院、大津市医師会、京都大学医学部附属病院小児科

(受診状況) (令和3年度)

受 診 者 数
5,094 人

(2) 二次救急医療

- ・ 目 的 休日、夜間における専門的な治療を要する救急患者に対応するため、後方医療機関が輪番制により救急医療体制を整備している。
- ・ 診療体制 大津赤十字病院、地域医療機能推進機構滋賀病院、大津市民病院、琵琶湖大橋病院、滋賀医科大学医学部附属病院の各後方医療機関による輪番制
大津赤十字病院 毎月 金曜日、土曜日、日曜日（第2・第4・第5）
地域医療機能推進機構滋賀病院 毎月 月曜日（第1・第3）
大津市民病院 毎月 月曜日（第2・第4・第5）、火曜日、木曜日、日曜日（第1・第3）
琵琶湖大橋病院 毎月 月曜日（第1・第3）
滋賀医科大学医学部附属病院 毎月 水曜日

(受診状況)

(令和3年度)

	受 診 者 数
大津赤十字病院	4,174 人
地域医療機能推進機構滋賀病院	108 人
大津市民病院	6,379 人
琵琶湖大橋病院	188 人
滋賀医科大学医学部附属病院	361 人

(3) 休日救急歯科診療

- ・ 目 的 休日等における歯科の救急診療体制を充実するため、歯科診療所の当番制により休日歯科診療を実施している。
- ・ 診療体制 大津市歯科医師会会員の歯科診療所の当番制

(受診状況)

(令和3年度)

受 診 者 数
271 人(うち大津市民 235 人)

(4) 地域リハビリテーション支援

在宅療養中の脳卒中維持期の患者、難病患者、障害者等が、地域で安心して生活できるよう、在宅医療・介護の現場でリハビリテーションに携わる専門職や関係機関・団体の支援と連携のシステムを整備することを目的として実施している。

ア リハビリテーション従事者研修会

(令和3年度)

実 施 回 数	2 回
参 加 人 数	60 名

イ 在宅療養者相談指導

(令和3年度)

相談指導件数
3 件

ウ 地域リハビリ講師派遣事業

(令和3年度)

講 演 回 数	20 回
---------	------

(5) 在宅医療の推進

今後の在宅医療ニーズの高まりに対応をしていくため、医療介護関係者の連携を推進していく必要がある。このため、関係機関、地域、行政等が課題や目標を共有し、それぞれの立場で、また時には協働により取組を進めている。

ア 多職種連携の推進

① 多職種合同研修会 (令和3年度)

実施回数	参加人数
9回	419人

② 在宅療養・看取りについての市民啓発（在宅療養応援講座） (令和3年度)

実施回数	参加人数
1回	41人

※新型コロナウイルス感染予防のため、広報誌の発行等による啓発 5回実施

イ 拠点訪問看護ステーション

在宅療養における医療ニーズへの対応力の向上を目的に3か所の訪問看護ステーションに委託。

主な機能と活動実績

① 主に専門職、関係機関からの相談対応（電話・来所・訪問） (令和3年度)

相談件数	主な相談者
258件	介護支援専門員・病院関係者・診療所医師等

② 担当エリアの連携推進

多職種連携推進のための会議等への参加 参加回数 36回
診療所訪問による訪問看護の情報提供及びヒアリングの実施

③ 訪問看護ステーション間の連携体制強化

市内全訪問看護ステーションへのアンケート調査の実施

10. 子ども発達相談センター

(1) 目的

発達障害者支援法に基づき、発達障害への早期対応を目的とし、専門的な相談と支援を行う。具体的には、発達障害（発達障害の定義は発達障害者支援法に基づく）及びその可能性のある子どもへの相談を実施することで、二次障害を予防し、子どもへの適切な支援がなされるように、専門職種による相談と診断、保護者支援、関係機関との連携、研修会などにより、子どもと保護者への支援を行うことで福祉の増進を図るものである。

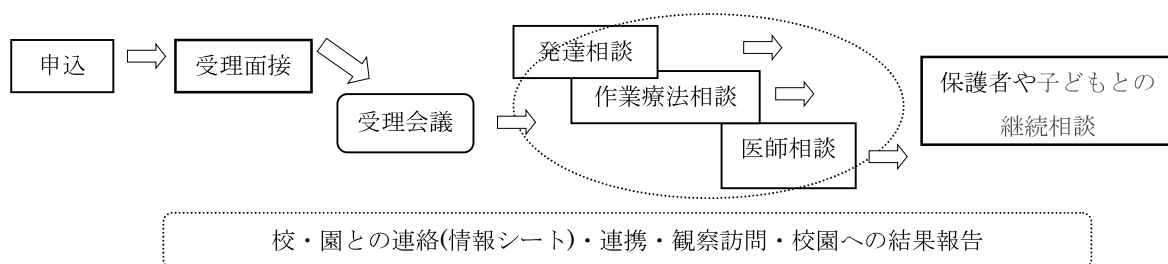
このセンターは、大津市の福祉・保健・教育の三部局が連携し、子どもの発達に関する相談窓口の必要性を協議して開設に至った。その経過を踏まえ、乳幼児から学齢期まで途切れることのない支援体制を整えるために、関係各機関と連携しながら施策提案をすすめる役割も担っている。

(2) 対象

大津市に在住する3歳6か月児健診終了後の幼児から中学生までの子どもとその保護者を対象とする。主に発達障害及びその可能性のある発達支援を要する子どもを対象とする。

(3) 相談内容

子どもの発達に関する保護者からの相談に対して、発達、心理、環境要因を踏まえて総合的に評価を行い、保護者の子どもに対する理解を促し、対応や支援の方向性を校園等とも共有することで、保護者の子育てと、子どもの育ちをサポートする。相談業務の流れは以下のとおりである。（図参照）



※必要に応じて検査の内容や専門職種の相談、観察等のプランを立てながら実施、継続児は主訴に応じて対応

(4) 実績

令和3年度の相談・連携延べ件数

(単位:件)

相談支援内容	2～5歳児	小学生	中学生	中卒後	計
受理面接	146	306	46	0	498
発達相談	625	1,195	313	6	2,139
医療相談	26	379	178	7	590
保護者学習会	56	119	21	0	196
保護者相談	187	568	168	12	935
作業療法相談	6	82	8	0	96
相談同席	78	142	44	1	265
観察訪問	119	45	0	0	164
関係機関連携	650	1,275	341	0	2,266
合 計	1,893	4,111	1,119	26	7,149

※報告書作成件数（保護者用報告書、紹介状、紹介状返答、申し送りなどの文書） 925 件

① 利用児の状況

相談実人数 1,101 人（新規 497 人 継続 604 人） 相談支援延べ件数 8,074 件

1人あたり7回の支援 月平均41.4件の新規申込

「相談対応実人数」は昨年度より10%増加しており、新規・継続共に増加している。学年別にみると、就学前は5歳児が最多で、就学後は、「学習面」の主訴を中心に小1～3の学年の相談が最も多かった。

② 相談の主訴（重複）

全体では、「対人関係」が最も多く、次いで「こだわり」や「学習面」となる。年代によって主訴の違いがあり、幼児は「対人関係」「こだわり」が多い。小学生以降は、それに加えて、「学習面」や「不注意」「登校しぶり」が増える。

③ 連携校園数

① 公立小・附属小・公立中・特別支援学校・私立中・（市外の私立校も含む）— 59 校

② 公私幼稚園・公民保育園・こども園（市外園も含む）— 105 園

④ 研修会

保護者向けの研修会（内部講師）2回、関係者向けの研修会（外部講師1回、内部講師1回）2回、市民向け公開講座（外部講師）1回、年間計5回の研修会を実施した。（合計472人の参加）

※感染予防対策を徹底し、Webexによるオンライン開催とした。

⑤ 保護者学習会

「保護者学習会（定例）」 35回（1クール5回×7クール）

利用実人数 32人（延べ数131人）

「全体交流会」 4回 利用実人数 24人（延べ数39人）

「また会おう会」 5回 利用実人数 19人（延べ数19人）

年間合計44回

国保・後期高齢・医療助成・年金

1. 国民健康保険事業
2. 後期高齢者医療制度
3. 福祉医療費助成事業
4. 国民年金事業
5. 大津市在日外国人高齢・障害福祉金支給事業

国保・後期高齢・医療助成・年金

1. 国民健康保険事業

国民健康保険(国保)は、社会保障制度の中の一つとして位置づけられており、病気・ケガ・出産・死亡などに対して、加入者がそれぞれの収入に応じて、日ごろからお金を出し合い、必要な費用に充てようという、助け合いを基本とした地域医療保険制度です。

国保は、職域の健康保険(健康保険組合や共済組合など)や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人などを除いて、その市町に住んでいる人は、みんな国保に加入することが義務づけられています。

平成30年度からは滋賀県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な運営に向けての中心的役割を担うことになり、一方、大津市は保険料賦課・徴収・保険給付・保健事業等、住民に対するきめ細かい事業に取り組むこととなりました。このような中で、健診の助成等により、被保険者の健康増進事業に積極的に取り組むとともに、レセプト点検事務等による医療費適正化や保険料収納率向上対策事業に取り組み、国保事業の健全運営に努めています。

(1) 加入状況 (令和4年3月末現在)

年度	全 市		国 民 健 康 保 険 被 保 険 者 (人)				加入率(%)	
	世帯数 ①	人口 ②	世帯数 ③	一般	退職	計 ④	世帯 ③/①	計 ④/②
H29	146,696	342,088	44,233	70,476	543	71,019	30.15	20.76
H30	148,544	342,695	43,532	68,917	122	69,039	29.30	20.15
R1	150,703	343,550	43,059	67,225	6	67,231	28.57	19.6
R2	152,682	343,835	43,329	66,998	0	66,998	28.38	19.49
R3	154,306	343,817	43,149	65,712	0	65,712	27.96	19.11

(2) 国民健康保険料

(イ) 賦課期日 4月1日

(ロ) 本算定 6月1日

(ハ) 計算方法 前年中(令和3年1月～令和3年12月)所得と国保加入者数等を基礎として年間の保険料を下記のように計算します。

区 分		令和4年度の保険料率		前年度
医 療 分	① 所得割	(前年中の所得－基礎控除) 賦課基準額×6.8/100		7.2/100
	② 均等割	被保険者1人につき 26,100円		25,500円
	③ 平等割	1世帯につき 17,400円		17,700円
	A 年間保険料 ①+②+③	最高限度額 65万円 年度途中加入→年額×加入月数 /月		63万円
支 援 金 分	① 所得割	(前年度中の所得－基礎控除) 賦課基準額×2.7/100		2.8/100
	② 均等割	被保険者1人につき 10,200円		9,900円
	③ 平等割	1世帯につき 6,600円		6,900円
	B 年間保険料 ①+②+③	最高限度額 20万円 年度途中加入→年額×加入月数 /月		19万円

区 分			令和 4 年度の保険料率	前年度
介護分	①	所得割	(前年中の所得－基礎控除) 賦課基準額×2.7/100	2.6/100
	②	均等割	被保険者 1 人につき 11,100 円	11,100 円
	③	平等割	1 世帯につき 5,400 円	5,400 円
	C	年間保険料 ①+②+③	最高限度額 17 万円 年度途中加入→年額×加入月数 /月	17 万円

注) 40～64 歳の被保険者が加入されている世帯については、A と B と C の合計額になります。

なお年度途中で 65 歳に到達する被保険者の介護納付金賦課分については、到達前月までの保険料を計算して年間保険料とします。

※年度途中で 40 歳に到達する被保険者が加入されている世帯については、到達後その者の介護納付金賦課分を計算して保険料を変更します。

(二) 保険料の状況

年 度		保 険 料 率			一人当り 調 定 額 (円)	一世帯当り 調 定 額 (円)	収 納 率	
		所得割	均等割 (円)	平等割 (円)			現 年	滞 納
H29	基 礎	7.5%	27,600	19,200	66,803	108,878	94.58%	14.78%
	支 援	2.4%	8,700	6,000	21,400	34,879	94.67%	14.60%
	介 護	1.9%	8,700	4,500	20,894	24,790	91.94%	13.51%
H30	基 礎	7.3%	27,000	18,600	66,117	105,643	94.88%	16.18%
	支 援	2.5%	8,700	6,000	22,023	35,188	94.90%	16.02%
	介 護	2.1%	9,000	4,500	22,331	26,509	92.23%	15.25%
R1	基 礎	7.6%	28,500	20,400	69,974	110,277	94.67%	19.39%
	支 援	2.6%	9,600	6,900	23,594	37,183	94.64%	19.38%
	介 護	2.1%	9,300	4,200	22,643	26,439	92.05%	17.70%
R2	基 礎	7.3%	28,200	19,800	68,260	105,548	95.73%	24.47%
	支 援	2.6%	9,600	6,900	23,609	36,506	95.70%	24.56%
	介 護	2.2%	10,200	5,100	24,102	28,018	93.46%	22.56%
R3	基 礎	7.2%	25,500	17,700	65,957	100,446	95.95%	21.84%
	支 援	2.8%	9,900	6,900	25,034	38,124	95.90%	21.80%
	介 護	2.6%	11,100	5,400	27,023	31,330	93.72%	20.55%

(3) 保険給付

☆ 保険給付割合

0 歳 ～ 義務教育就学前 2 割

小学生 ～ 70 歳未満 3 割

70 歳以上 75 歳未満 2 割～3 割

その他 出産育児一時金 420,000 円 (産科医療補償制度対象の出産の場合)

408,000 円 (上記以外の出産の場合)

葬祭費 50,000 円

医療費の状況

(ア) 医療費（医療諸費）の総額

年度	一 般			退 職		
	件 数	費用額 (千円)	前年比 (%)	件 数	費用額 (千円)	前 年 比 (%)
H29	1,209,372	26,615,403	99.94	18,600	434,065	51.27
H30	1,195,202	26,575,599	99.85	6,705	146,137	33.67
R1	1,185,216	26,801,983	100.85	1,318	26,802	18.34
R2	1,087,745	25,795,558	96.24	18	332	1.24
R3	1,138,831	26,733,761	103.64	0	-118	-35.54

(イ) 1人当り 医療費（医療諸費）

年度	一般		退職		合計	
	(円)	前年比(%)	(円)	前年比(%)	(円)	前年比(%)
H29	370,657	102.19	437,125	109.45	371,564	102.15
H30	377,961	101.97	433,640	99.20	378,227	101.79
R1	391,013	103.45	496,342	114.45	391,096	103.40
R2	380,426	97.29	332,019	66.89	380,425	97.27
R3	398,922	104.86	0	0	398,922	104.86

2. 後期高齢者医療制度

滋賀県の後期高齢者医療制度の運営は、県内 19 の市町で構成する「滋賀県後期高齢者医療広域連合」が担っている。広域連合では、資格管理や保険料率算定、保険料額決定、医療給付、保健事業などの事務を行い、各市町では、保険証等発行、保険料徴収方法決定、保険料収納、申請受付、窓口対応などの事務を行っている。

本市においても被保険者が安心して医療にかかれるよう、滋賀県後期高齢者医療広域連合と連絡を密にし、制度の適正な運用に努めている。

(1) 被保険者数等 (令和 3 年 4 月 1 日現在) (単位：人)

年度	被保険者	内障害認定	負担割合		限度額認定			特定 疾病
			3 割	1 割	区分Ⅱ	内長期	区分Ⅰ	
H29	39,801	328	2,796	37,005	4,350	219	4,283	919
H30	41,298	285	2,927	38,371	4,276	170	3,879	357
R1	43,070	286	3,136	39,934	4,703	179	3,998	330
R2	44,344	258	3,181	41,163	5,086	180	4,033	379
R3	44,952	262	3,196	41,756	5,506	253	4,233	513

(2) 保険料（賦課期日 4 月 1 日）

保険料は毎年 7 月、前年中の所得をもとに計算する。

また、原則年金からの特別徴収（天引き）により徴収される。

$$\boxed{\text{保険料(年額)}} = \boxed{\text{所 得 割}} + \boxed{\text{均 等 割}} \quad (\text{賦課限度額 66 万円})$$

$$\boxed{\text{所 得 割}} = (\text{総所得金額等} - 43 \text{ 万円}) \times \text{保険料率 (令和 4・5 年度は 8.70\%)}$$

$$\boxed{\text{均 等 割}} = \text{一定金額 (令和 4・5 年度は 46,160 円)}$$

※保険料率と均等割額は滋賀県後期高齢者医療広域連合で決定される。

※保険料の均等割に軽減があり、世帯主とその世帯の全被保険者の所得により判定する。

・保険料の状況

年度	保 険 料 率		現年保険料 調定額(千円)	賦課人数 (人)	一人当り 調定額(円)	収 納 率	
	所得割	均等割(円)				現 年	滞 納
H29	8.94%	45,242	3,234,326	43,667	74,068	99.51%	36.70%
H30	8.26%	43,727	3,236,514	45,422	71,254	99.50%	36.02%
R1	8.26%	43,727	3,394,001	46,779	72,554	99.51%	44.00%
R2	8.70%	45,512	3,653,022	45,320	80,605	99.63%	44.93%
R3	8.70%	45,512	3,731,523	49,161	75,904	99.62%	39.47%

※一人当り調定額算定で使用する被保険者数は年度内の賦課人数であるため、4/1 時点の被保険者数とは異なる。

・保険料軽減等の状況

年度	賦課限度超過 対象者数(人)	均等割軽減人数(人)					所得割 軽減人数 (人)
		H29-30: 9 割 R1:8 割 R2-R3: 7 割	H29-R1: 8.5 割 R2: 7.75 割	5 割	2 割	被扶養者	
H29	565	7,454	6,870	3,138	4,228	3,128	4,082
H30	468	7,553	7,299	3,432	4,805	3,095	—
R1	510	7,581	7,790	3,833	5,459	1,924	—
R2	458	7,367	7,731	3,907	5,590	1,850	—
R3	519	16,398	—	4,451	6,145	1,884	—

※所得割額の軽減特例措置は平成 29 年度分の保険料をもって終了。

※均等割額の軽減特例措置は、令和元年度から段階的に見直し、令和 3 年度で本則の 7 割となる。

(3) 医療費の状況

年度	平均被保険者数(人)	医療費 (千円)				一人当り年 間医療費 (円)
		入院	入院外	歯科	計	
H29	40,579	19,814,545	10,760,329	1,235,776	31,810,650	783,919
H30	42,174	20,988,798	11,230,098	1,318,456	33,537,352	795,214
R1	43,820	22,104,710	11,767,917	1,430,511	35,303,138	805,640
R2	44,699	21,121,277	11,246,295	1,355,056	33,722,628	754,438
R3	45,532	21,587,195	11,893,783	1,487,209	34,968,187	767,991

※一人当り医療費算定で使用する被保険者数は年度内の各月被保険者の平均数である。

3. 福祉医療費助成事業

老人・障害者等に対する医療費の自己負担金分の助成に係る事業を行っています。

(1) 老人福祉医療助成事業

65歳～74歳(※)の低所得世帯(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金相当額を自己負担)

(2) 心身障害者(児)、精神障害者(児)、母子・父子家庭、ひとり暮らし寡婦、ひとり暮らし高齢寡婦(※)・乳幼児・子ども医療費助成事業

(3) 重度心身障害老人等に関する助成事業(高齢者の医療の確保に関する法律の規定一部負担金の助成)

※平成26年7月31日までは65歳～69歳(ひとり暮らし高齢寡婦の対象も同様の変更有り)

制度 \ 年度			令和元年度		令和2年度		令和3年度	
			件数 (件)	助成額 (円)	件数 (件)	助成額 (円)	件数 (件)	助成額 (円)
老人	65歳～74歳 低所得	県制度	41,806	54,455,798	37,582	47,725,562	37,607	47,148,698
障害者	身体障害者	県制度	62,164	441,125,049	59,772	440,262,453	60,557	407,024,122
		市制度						
	知的障害者	県制度	12,853	67,565,880	11,931	64,090,559	13,008	62,436,372
		市制度						
	心身障害者	県制度	21,960	32,043,323	22,892	32,465,357	24,369	34,204,939
		市制度						
	精神障害者	県制度	438	761,128	374	609,060	423	709,416
		市制度						
	重度心身障害老人等 福祉助成補助	県制度	62,943	221,787,256	58,667	207,476,024	57,892	200,140,433
		市制度						
	重度精神障害老人等 福祉助成補助	県制度	1,288	1,911,564	1,320	2,025,038	1,448	2,312,304
		市制度						
母子	母子家庭	県制度	74,741	212,219,296	64,929	187,315,457	68,400	191,296,303
		市制度	207	648,657	222	593,190	296	835,998
	母子家庭老人	県制度	23	40,693	21	35,496	17	37,977
父子	父子家庭	県制度	3,044	12,854,688	2,544	8,060,928	2,487	9,528,483
	父子家庭老人	県制度	5	3,681	5	17,001	26	99,080
寡婦	ひとり暮らし寡婦	県制度	2,580	9,035,299	2,478	9,172,318	2,573	11,160,400
	ひとり暮らし高齢寡婦	県制度	2,248	2,827,352	2,373	3,193,090	2,525	3,455,634
乳幼児	乳幼児医療	県制度	348,372	660,328,431	257,559	482,052,044	286,317	568,775,928
		市制度	73	182,933	4	12,000	0	0
子ども	子ども医療	市制度	218,373	439,398,562	170,693	371,342,664	185,734	376,119,854

大 津 市 医 療 助

区分 対象別			記 号	補助 区分	対 象 要 件	対 象 人数
老人	65歳～69歳	低 所 得	42	県	市県民税非課税世帯の老人 / 平成26年8月1日以前で65歳以上70歳未満の者	0
	市県民税非課税世帯の老人 / 平成26年8月2日以降で65歳以上70歳未満の者				254	
	70歳～74歳				市県民税非課税世帯の老人	1,161
障 <						

(注)・県の所得制限は、国民年金法施行令に準ずる。
・母子は、児童扶養手当施行令の所得制限に準ずる。

成 制 度 一 覧 表

R4.4.1現在

所得 制限	根拠法令等	実 施 年月日	R4年度 扶助費 予算額 (千円)	備 考
有	大津市老人福祉医療費助成条例	S48. 4. 1	49,087	・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を負担（1割負担）
		H26. 8. 1		・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を負担（2割負担）
				・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を負担（1割負担）
有	大津市医療費助成条例	S48.10. 1	472,239	(※1)
		S48. 4. 1		・本人、配偶者、扶養義務者、直系親族及び兄弟姉妹いずれもが、市町村民税非課税の場合は一部負担金を助成。
		S48.10. 1		・課税の場合は自己負担が必要。
		S48. 4. 1		〈自己負担額〉
		S48.10. 1		入院:1日/1,000円、月限度額14,000円。
		S48. 4. 1		(保険医療機関等ごとの医科、歯科ごと)
		H14. 8. 1	33,954	通院:保険医療機関等ごとの医科、歯科ごとに月500円。 院外薬局自己負担無。
有	大津市重度心身障害老人等福祉 助成費支給要綱	S58. 2. 1	203,385	・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を助成。 (※1)と同様
		H14. 8. 1	2,374	・通院公費負担適用の自己負担10%分を助成。
有	大津市医療費助成条例	S48. 4. 1	193,878	(※1)と同様
		S51.10. 1		
		S49. 4. 1		
		S54. 7. 1		
有	大津市医療費助成条例	H 8.10. 1	12,544	
		H27. 4. 1		
有	大津市重度心身障害老人等福祉 助成費支給要綱	S58. 2. 1	28	・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を助成。 (※1)と同様
			0	
有		H 8.10. 1	5	
有	大津市医療費助成条例	H8. 10. 1	11,527	(※1)と同様
		H15. 8. 1	3,442	・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を負担（1割負担）
				・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を負担（2割負担）
		H26. 8. 1		・高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金を負担（1割負担）
無	大津市医療費助成条例	S48. 4. 1	598,088	・有効期限は0歳から就学前まで (4月1日生まれは6歳の誕生日の前日3月31日まで)
		H8. 8. 1		
		H12. 8. 1		
		H15. 8. 1		
		H16. 8. 1		
		H17. 8. 1		
		H18. 10. 1		
		H21. 10. 1		
		H28. 4. 1		
				〈自己負担額〉 平成21年10月1日より自己負担無し 医療保険各法による自己負担額2割分を助成 ↓ 平成28年4月1日より医療保険各法による自己負担額2割分を県費補助で助成 同時に県費補助対象所得制限撤廃
無	大津市医療費助成条例	H23. 1. 1	386,624	〈自己負担額〉 入院:1日/1,000円、月限度額14,000円(保険医療機関等ごとの医科、歯科ごと) 通院:保険医療機関等ごとの医科、歯科ごとに月500円。院外薬局自己負担無。
		H27. 1. 1		
		H29. 1. 1		

福祉医療費助成対象者数 47,766人
[

 県 29,299人
 市 18,467人

]

4. 国民年金事業

国民年金事業の沿革

昭和 34 年	4 月	国民年金法成立
	8 月	民生課に国民年金係設置
	11 月	国民年金法施行。福祉年金の支給開始
35 年	10 月	拠出制国民年金適用受付事務開始
36 年	4 月	保険料の徴収事務開始
	11 月	通算年金通則法制定
40 年	4 月	機構改革により保険年金課に移る
42 年	4 月	瀬田町、堅田町合併により台帳を引継ぐ
43 年	4 月	大津市国民年金協会設立
45 年	5 月	農業者年金基金法制定
	7 月	特例納付制度(付則 13 条)実施
	10 月	付加保険料(月 400 円)受付開始
47 年	10 月	拠出年金事務について電算処理開始
49 年	1 月	特例納付制度(付則 18 条)実施
51 年	3 月	口座振替による収納開始
53 年	7 月	特例納付制度(付則 4 条)実施
55 年	4 月	住民情報システム等他部署システムの連携開始
	9 月	一部金融機関との間で口座振替のテープ交換開始
57 年	1 月	法改正による外国人適用開始
60 年	6 月	オンラインシステムによる年金事務開始
61 年	4 月	年金法改正による基礎年金の導入
平成 3 年	4 月	機構改革により保険年金課から年金課に独立。年金法改正による学生の適用開始
	5 月	地域型国民年金基金設立
5 年	4 月	在日外国人老齢福祉金・障害福祉金支給事業開始
	7 月	従来からの 3 月毎に一回の納入通知書の送付を毎月送付に変更
7 年	4 月	郵便局の自動払込による収納開始
8 年	5 月	京都電子計算(Kip)の委託方式から自庁導入による年金オンラインシステム開始
9 年	1 月	基礎年金番号制導入
12 年	4 月	地方分権一括法の施行に伴う機関委任事務廃止による法定受託事務化 年金法改正による学生納付特例制度開始
14 年	4 月	機構改革により年金課から保険年金課に統合 地方分権一括法の施行に伴う年金法の改正による国民年金保険料印紙検認事務 の廃止 半額免除制度開始、第 3 号被保険者届の事業主経由開始
17 年	4 月	若年者納付猶予制度開始 特別障害給付金制度開始
	7 月	申請全額免除等にかかる継続申請方式の導入
18 年	3 月	志賀町合併により台帳を引き継ぐ
	7 月	多段階免除制度開始
19 年	4 月	受給権者の届出による年金給付の支給停止制度の導入
	7 月	年金時効特例法施行
22 年	1 月	「日本年金機構」設立(社会保険庁廃止) 延滞金軽減法の施行
23 年	4 月	障害年金加算改善法の施行
24 年	10 月	後納制度開始(平成 30 年 9 月 制度廃止)
26 年	4 月	免除・猶予・学生特例申請遡及期間延長
29 年	8 月	年金受給資格期間の短縮
30 年	3 月	マイナンバーによる届出受付開始
令和 4 年	4 月	年金手帳廃止(「基礎年金番号通知書」の発行へ移行)

被保険者数及び加入状況

(単位:人)

年 度	被 保 険 者 数				免 除 被 保 険 者 数					付 加 年 金 加 入 被 保 険 者 数 (再 掲)			不 在 被 保 険 者 数
	計	第 1 号	第 3 号	任意	計	法定	申請	納付 猶予	学生	計	強制	任意	
H28	69,816	40,514	28,669	633	16,698	3,110	5,611	1,718	6,259	2,625	2	2,623	325
H29	67,845	39,226	28,009	610	17,509	3,080	6,477	1,770	6,182	2,653	2	2,651	304
H30	66,433	38,596	27,237	600	16,456	3,126	5,408	1,803	6,119	2,730	2	2,728	275
H31	65,617	38,541	26,476	600	17,836	3,189	6,666	1,860	6,121	2,768	2	2,766	268
R2	65,234	39,015	25,631	588	18,336	3,168	7,271	1,919	5,978	2,804	2	2,802	212

老齢福祉年金 (単位:千円)

年 度	件数	金額
H28	1	166
H29	0	0
H30	0	0
H31	0	0
R2	0	0

年金支給状況

(単位:千円)

年 度	総 数		老齢給付		障害給付		遺族給付	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H28	88,134	59,480,557	82,788	54,985,728	4,675	4,015,022	627	473,684
H29	90,646	61,115,604	85,268	56,567,973	4,783	4,097,516	595	450,115
H30	92,466	62,524,551	86,889	57,831,551	4,954	4,242,859	603	450,141
H31	93,980	63,863,857	88,196	58,972,503	5,141	4,406,590	643	484,764
R2	95,532	65,237,582	89,607	60,220,849	5,312	4,554,049	613	462,684

※ 老齢給付…新法の老齢基礎年金並びに旧法拠出年金の老齢年金及び通算老齢年金の合計

※ 障害給付…新法の障害基礎年金及び旧法の障害年金の合計

※ 遺族給付…新法の遺族基礎年金及び寡婦年金等の合計

5. 大津市在日外国人老齢・障害福祉金支給事業

1982 年の難民条約発効に伴い国民年金の国籍条項が撤廃され、在日外国人も国民年金への加入の道が開かれたが、国民年金制度発足当時、日本人に対して支給された無拠出の老齢福祉年金・障害福祉年金が支給されず、無年金者となっている在日外国人の高齢障害者について国民年金改正等により救済されるまでの間、大津市独自の暫定措置として支給する。

老 齢 福 祉 金	障 害 福 祉 金
対 象 者—1926 年（大正 15 年）4 月 1 日以前に生まれた者。支給は 70 歳から。1982 年（昭和 57 年）1 月 1 日以前から日本に居住し、1996 年（平成 8 年）4 月 1 日に滋賀県内に居住し、現に大津市に外国人住民票のある者。 支 給 額—年額 264,000 円 支 給 月—福祉金は年 6 回、偶数月の 20 日に支給（20 日が土日、祝祭日のときは前日）	対 象 者—1962 年（昭和 37 年）1 月 1 日以前に生まれた者で 1982 年（昭和 57 年）1 月 1 日以前に初診日があり、障害の状態が国民年金法に定める 2 級以上に該当する者。 1982 年（昭和 57 年）1 月 1 日以前から日本に居住し、1996 年（平成 8 年）4 月 1 日に滋賀県内に居住し、現に大津市に外国人住民票のある者。 支 給 額—年額 720,000 円 支 給 月—福祉金は年 6 回、偶数月の 20 日に支給（20 日が土日、祝祭日のときは前日）

※なお、次に該当する者については支給を制限する。

- ☆生活保護を受けている場合
- ☆公的年金を受けている場合
- ☆申請後、大津市以外へ転出した場合
- ☆前年に一定額以上の所得がある場合

その他の社会福祉と国の動向

1. 地域福祉活動推進
2. 生活困窮者自立支援事業
3. 成年後見・権利擁護
4. 災害援護
5. 福祉基金
6. ふれあいセンター
7. 行旅病人・行旅死亡人の取扱い
8. 指導監査
9. しおり・リーフレット
10. 参考：国における制度改正等に関する最近の動向

その他の社会福祉と国の動向

1. 地域福祉活動推進

地域福祉の推進を図るため、平成 19 年に「大津市地域福祉計画」（第 1 次計画）を策定し、以降基本理念を継承しながら、平成 24 年に第 2 次計画を、平成 29 年に第 3 次計画を策定し、関係団体や NPO、地域住民の方々とともに、地域福祉の取組を推進してきた。令和 3 年度で第 3 次計画が終了し、令和 4 年度から令和 8 年度までを計画期間とする第 4 次計画を策定した。

地域福祉計画では、多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、一人ひとりがかけがえのない人間として認め合い、地域の中で誰もが役割をもってつながり、支えあうことができる社会の実現を目指し、国の方針や社会動向の変化を踏まえて、包括的な支援体制の整備に重点を置きながら、市民、地域、社会福祉協議会、行政の協働による地域共生社会の実現を目指している。

なお、大津市社会福祉協議会と連携し、包括的に取り組む必要があることから、第 3 次計画より大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画と一体的な計画として策定し、第 4 次計画においても、同様に一体的な計画策定を行った。

また、計画の進捗管理等については、大津市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において行っている。

2. 生活困窮者自立支援事業

平成 27 年 4 月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため生活困窮者に対して包括的な支援を行う。

大津市では、必須事業として自立相談支援事業、住居確保給付金支給業務、また任意事業として一時生活支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業、子どもの学習・生活支援事業、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業を下記のとおり実施している。

実施体制

	事業名	実施	実施方法	実施機関	所管
必須事業	自立相談支援事業	○	直営・委託	市社会福祉協議会 生活福祉課 NPO 法人大津夜まわりの会	福祉政策課 生活福祉課
	住居確保給付金	○	直営	生活福祉課	生活福祉課
任意事業	一時生活支援事業	○	委託	NPO 法人大津夜まわりの会	生活福祉課
	家計改善支援事業	○	委託	NPO 法人ファイナンシャル・プランナーズ協会	福祉政策課
	就労準備支援事業	○	委託	株式会社クローバー	福祉政策課
	子どもの学習・生活支援事業	○	委託	市社会福祉協議会 株式会社トライグループ	福祉政策課 生活福祉課
	アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業	○	委託	市社会福祉協議会	福祉政策課

(令和3年度) 自立相談支援機関	新規相談受付件数 (総数)	プラン作成件数 (総数)	就労支援対象者数	プラン内容								就労者数	増収者数
				法に基づく事業等						その他			
				住居確保給付金	一時生活支援事業	家計改善支援事業	就労準備支援事業	就労訓練事業	自立相談支援事業による 就労支援	生活福祉資金等による貸付	生活保護受給者等 就労自立促進事業		
市社会福祉協議会	1,507	214	193	21	1	14	2	0	194	128	182	103	4
生 活 福 祉 課	82	5	5	5	0	0	0	0	5	4	5	0	0
大津夜まわりの会	29	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1,618	220	198	26	2	14	2	0	199	132	187	103	4

相談件数

(単位：件)

3. 成年後見・権利擁護

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な者を支援し、その権利を擁護する制度である。本市では、平成28年度より大津市権利擁護サポートセンターを設置し、権利擁護・成年後見相談業務や成年後見制度利用申立て支援事業等を行っている。

令和4年度より、当該センターを、地域連携ネットワークをコーディネートする機関（中核機関）とし、行政や社会福祉協議会、あんしん長寿相談所等との連携を進めている。「中核機関」においては、福祉・医療・地域の関係者と成年後見人等が「チーム」を構成して取り組めるよう支援を行っている。

また、平成13年度から成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず身寄りがいない等の理由により利用が困難な方に対して市長申立てを行うとともに、平成21年度に低所得の高齢者及び障害者に対して成年後見人等の報酬助成を行う制度を整備した。

権利擁護・成年後見制度利用支援事業委託

年度	権利擁護・成年後見相談業務	成年後見制度利用申立て支援業務
H28	966	1,513
H29	2,050	1,169
H30	2,077	1,201
R1	2,517	1,260
R2	2,259	1,701
R3	2,917	1,870

市長申立て状況

年度	補助	保佐	後見	未審判	合計
H28	—	—	4	—	4
H29	—	—	6	—	6
H30	—	—	12	—	12
R1	—	—	17	—	17
R2	—	—	17	—	17
R3	—	—	9	4	13

4. 災害援護

本市の区域内において災害救助法の運用を受けるに至らない災害が発生した場合にその災害による被世帯に対し、罹災見舞金又は弔慰金を給付している。

また、この災害には市以外に滋賀県共同募金会大津市共同募金委員会、日本赤十字社からも見舞金及び援護物資が給付されている。

罹災見舞金額

種 類	罹災の程度	大 津 市	共同募金会	日本赤十字社
罹災見舞金	全焼・全壊	100,000 円以内／世帯	20,000 円	援護物資（毛布・日用品）
	半焼・半壊	50,000 円以内／世帯	20,000 円	
	床上浸水等	20,000 円以内／世帯	20,000 円	
弔 慰 金	死 亡	150,000 円／人	—	

罹災発生状況

年度	全焼・全壊	半焼・半壊	床上浸水等	死 亡
H29	7 件	2 件	—	—
H30	2 件	2 件	—	—
R1	3 件	1 件	—	1 件
R2	3 件	1 件	1 件	1 件
R3	4 件	2 件	6 件	2 件

5. 福祉基金

・一般

社会福祉の発展のために役立ててほしいというあたたかい寄附金をもって福祉基金を積立てている。

・交通遺児

交通遺児のために役立ててほしいというあたたかい寄附金をもって福祉基金を積み立てている。

・地域福祉

平成3年度から3年間で国からの給付を受け、高齢者の在宅福祉の向上等のため、各種民間団体が行う事業を推進することを目的に福祉基金が積み立てられている。

(単位：円)

	令和2年度末 現 在 高	令和3年度中の増減		令和3年度末 現 在 高
		積立額	取り崩し額	
一 般	73,134,407	74,644,201	0	74,644,201
交通遺児	3,186,157	3,286,221	492,000	2,794,221
地域福祉	315,670,295	315,670,295	0	315,670,295
合計	391,990,859	393,600,717	492,000	393,108,717

6. ふれあいセンター

市内 5 か所のふれあいセンターでは、市民の福祉の増進及び市民の交流の促進を図るため、貸館事業を行っている。

名 称	所 在 地	電 話
大津市伊香立ふれあいセンター	伊香立下龍華町 584-157	598-2209
大津市比叡ふれあいセンター	坂本六丁目 33-19	578-0335
大津市中ふれあいセンター	皇子が丘一丁目 9-10	525-3925
大津市膳所ふれあいセンター	昭和町 15-25	522-8745
大津市南ふれあいセンター	稲津一丁目 10-20	546-0860

7. 行旅病人・行旅死亡人の取扱い

身元不明の死亡人等は「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づき、当該市町村が取り扱うことになっており、生活福祉課で所管している。

(単位：人)

年度 区分	H29	H30	R1	R2	R3
病 人	1	3	1	1	0
死亡人	0	0	5	0	0
計	1	3	6	1	0

8. 指導監査

平成 21 年度の中核市移行に伴う滋賀県からの権限移譲により、社会福祉法人及び社会福祉施設の適正かつ健全な運営を図るため、社会福祉法等の関係法令の規定に基づき、経理及び運営状況等について指導監査を実施するとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な事業実施を確保するため、社会福祉法人の設立認可及び定款変更認可等の事務を行っている。

また、平成 24 年度から、地方分権一括法等の施行に伴う滋賀県からの権限移譲により、指定居宅サービス事業者等、指定障害福祉サービス事業者等、有料老人ホームに対するサービスの質の確保及び給付の適正化を図るために指導等を実施している。平成 25 年度から、サービス付き高齢者向け住宅のサービス関係について検査を実施している。さらに、令和元年度からは滋賀県からの権限移譲により、指定障害児通所支援事業者に対する指導等を実施している。

(1) 社会福祉法人及び社会福祉施設

① 指導監査（実地及び書面）実施状況

（単位：件）

区分 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
社 会 福 祉 法 人	38	24	22	9	24
社 会 福 祉 施 設	79	85	91	98	101

② 社会福祉法人の設立等認可状況

（単位：件）

区分 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
設 立 認 可	0	0	2	0	1
定 款 変 更 認 可	17	8	18	8	7

③ 社会福祉法人等審査会の開催状況

（単位：回、件）

区分 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
開 催 回 数	0	0	1	0	1
審 査 件 数	0	0	2	0	1

(2) 介護及び障害福祉サービス事業所等

① 指導監査等実施状況

（単位：件）

区分 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
指定居宅サービス事業者等	192	143	164	116	120
指定障害福祉サービス事業者等	117	129	144	96	120
有 料 老 人 ホ ー ム	4	4	3	2	1
サービス付き高齢者向け住宅	5	9	2	1	0

9. しおり・リーフレット

本市の福祉行政における各種施策や取組などを、わかりやすく示した利用者用のしおり、リーフレットは次のとおりである。

- | | |
|-------------------------------------|---------------------------------|
| ● 大津市 障害福祉のしおり | 障害福祉課 |
| ● 発達支援ガイドブック そだちあい | 障害福祉課 |
| ● 保育所・認定こども園・地域型保育
利用希望申込の手引き | 保育幼稚園課 |
| ● 子育てハンドブック
大津っ子 2022 年度版 | 子育て総合支援センター |
| ● 放課後児童健全育成事業
大津市立児童クラブ入所案内 | 児童クラブ課 |
| ● ひとり親家庭等のしおり
母子家庭、父子家庭、寡婦のみなさんへ | 子ども家庭課 |
| ● 養育費と面会交流に関するパンフレット | 子ども家庭課 |
| ● 児童手当制度のご案内 | 子ども家庭課 |
| ● 赤ちゃんの駅 | 子ども・若者政策課 |
| ● 大津市ファミリーサポートセンター | 大津市ファミリーサポートセンター
(子ども・若者政策課) |
| ● 子ども・若者サポートガイドブック | 子ども・若者政策課 |
| ● 子育てのことで悩んでいませんか | 子ども家庭相談室 |
| ● 生活保護のしおり | 生活福祉課 |
| ● 住居確保給付金のしおり | 生活福祉課 |
| ● よくわかる大津市の介護サービス | 介護保険課・長寿政策課
事業所・施設整備室 |
| ● 大津市認知症ガイドブック（認知症ケアパス） | 長寿政策課 |
| ● 認知症初期集中支援チームを知っていますか？ | 長寿政策課 |
| ● 健康手帳 | 総合保健センター |
| ● おおつ健康・福祉相談ホットライン | 福祉政策課 |
| ● 生きづらさを感じている方へ | 生活福祉課
保健予防課
大津市社会福祉協議会 |

10. 参考：国における制度改革等に関する最近の動向

（重層的支援体制整備事業）

社会福祉法の一部改正（平成 29（2017）年）の附則に規定される公布後 3 年（令和 2（2020）年）の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による地域共生社会推進検討会において、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築することとされており、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」により、包括的かつ重層的な支援体制の充実を図ることが求められている。

社会福祉法の改正により、令和 3（2021）年 4 月に、新たに創設された重層的支援体制整備事業が施行され、市町村は包括的な支援体制の充実を図ることが必要となった。

重層的支援体制整備事業は、市が各分野でこれまで取り組んできた既存のしくみや事業等を活かしつつも、現状の制度、組織、支援のしくみ等を整理・統合することで、まとめられる手続きをまとめて事務手続きが簡素化されたり、市民にとって分かりやすい適切な支援や制度につながったり、これまでできなかった支援ができるようになる等、発展的に展開することが求められる。

【重層的支援体制整備事業の 5 つの事業の内容】

事業名	内 容
包括的相談支援事業	○ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ○ 支援機関のネットワークで対応する ○ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
多機関協働事業	○ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ○ 支援関係機関の役割分担を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	○ 支援が届いていない人に支援を届ける ○ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ○ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
参加支援事業	○ 社会とのつながりを作るための支援を行う ○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ○ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業	○ 世代や属性を越えて交流できる場や居場所を整備する ○ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ○ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

（障害福祉）

平成 21 年 12 月に内閣に設置された「障がい者制度改革推進本部」（以下「本部」という。）のもとで、半数以上の障害当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」（以下「推進会議」という。）が平成 22 年 1 月から開催され、平成 22 年 6 月、第一次意見「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」がとりまとめられた。平成 22 年 12 月には、障害者基本法の改正に関する「障害者制度改革の推進のため

の第二次意見」をとりまとめた。ここでは、まず、障害者基本法改正の趣旨・目的として、「個性と人格を認め合うインクルーシブ社会の構築」、「障害概念を社会モデルへ変換、基本的人権を確認」、「施策の実施状況を監視する機関の創設」の3点について述べられている。

これを踏まえ、「改正障害者基本法」は平成23年7月に成立し、附帯決議も付され同年8月に施行された。「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」は平成24年6月に成立し、この法律により「障害者自立支援法」に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）（以下「法」という。）が制定され、法に基づく日常生活・社会生活の支援が共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本理念として、平成25年4月より施行された。平成26年4月からは重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施され、平成30年4月からは一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う「自立生活援助」、一般就労に移行した障害者に、就労に伴い生じる課題解決に必要な支援を行う「就労定着支援」が創設されている。令和2年度は障害福祉分野における生産性向上の推進を図るICT導入支援モデル事業や障害児の支援を図るインクルーシブな支援、医療的ケア児への支援の拡充等が実施されるとともに、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本方針（大臣告示）の見直しが行われ、「地域における生活の維持及び継続の推進」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「地域共生社会の実現に向けた取組」、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「発達障害者等支援の一層の充実」、「障害児通所支援等の地域支援体制の整備」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害者の社会参加を支える取組」、「障害福祉サービス等の質の向上」、「障害福祉人材の確保」がその要点となった。

このことを踏まえ、障害のある人と障害のない人が、互いに障害の有無にとらわれることなく支え合い、行政、関係機関などと連携・共働することで、多様性が尊重される地域共生社会、ひいては全ての人が安心して暮らせる社会が実現されるよう、障害福祉施策を総合的、計画的に取り組む。

（児童福祉）

1. 「子ども・子育て支援新制度」の概要

「子ども・子育て関連3法案」は、国会審議等による修正等を経て、平成24年8月10日に成立し、8月22日に公布された。

成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）は、社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引き上げによる財源の一部を得て実施されるものであり、平成27年度から本格施行された。

新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育てで支援を充実させ、子育てがしやすい社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を実現するものである。

【新制度の主なポイント】

- (1) 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育への給付である「地域型保育給付」の創設

○保育所などの認可制度の改善を行い、客観的な認可基準に適合し、必要な条

件を満たす場合には、欠格事由に該当する場合や需給調整が必要な場合を除き、原則として認可

○市町村は、認可施設・事業に対し、施設等の利用定員を定めるなどの「確認」を行い、給付を実施

(2) 認定こども園制度の改善

○認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけをもつ単一の認可施設とし、認可や指導監督等を一本化することなどにより、二重行政の課題などを解消し、その設置の促進

(3) 地域の子ども・子育て支援の充実

○全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、市町村は事業計画を策定し、その計画に基づき、保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援

○子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブなど、市町村が行う事業を新制度では「地域子ども・子育て支援事業」として拡充を促進

2. 幼児教育・保育の無償化

急速な少子高齢化の進行及び生涯にわたる人格形成の基礎を培う上での幼児教育・保育の重要性に鑑み、抜本的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和元年10月から消費税率10%への引き上げによる財源を活用して、新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、子ども・子育て支援法の改正法を制定し、新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度が創設された。

【無償化の対象範囲】

(1) 3歳から5歳までのすべての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用が無償化された。

(2) 幼稚園、保育所、認定こども園等以外についても認可保育所に入ることができない待機児童がいることから、保育の必要性のある子どもについては、認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象とされた。

3. 待機児童の解消に向けた国の取組について

喫緊の課題である待機児童の解消に向け、国は、平成25年4月、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体の取り組みを全面的に支援してきたところであり、その結果、待機児童解消に向けた「緊急集中取組期間」である平成25年度、平成26年度において、約22万人分の保育の受け皿が確保された。今後、女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、平成29年度までに、潜在的なニーズも含め、さらに約50万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指すこととされた。

また、平成29年6月には、25歳から44歳の女性就業率が上昇し、その就業率と相関して保育の利用申し込み率も伸びることが見込まれることから、平成30年度から令和4年度末までに女性就業率80%にも対応できる32万人分の保育の受け皿を整備することを目指した「子育て安心プラン」を公表し、その後に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」ではこれを前倒しし、令和2年度末までに32万人分の保育の受け皿の整備を目指すこととされた。

さらに、令和2年12月には、女性の就業率の更なる上昇への対応や幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるため、令和3年度から

令和 6 年度までの 4 年間で約 14 万人分の保育の受け皿を整備する「新子育て安心プラン」を公表し、待機児童の解消のほか、地域の特性に応じた支援、魅力向上を通じた保育士の確保、地域のあらゆる子育て資源の活用を柱として、各種取組を推進することにより、早期の待機児童解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応することとされた。

(令和 4 年版「少子化社会対策白書」一部参照)

4. 「子供の貧困対策に関する大綱」の概要

平成 25 年 6 月、議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が国会の全会一致で成立し、26 年 1 月に施行された。これを受けて政府は、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成 26 年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、様々な取組を進めてきた。

本大綱は 5 年を目途に見直しを検討するとされていたことから、平成 30 年 11 月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定することとされ、令和元年 6 月の議員立法による法律改正（「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」）及び同年 8 月に子供の貧困対策に関する有識者会議から出された提言（「今後の子供の貧困対策の在り方について」）を踏まえ、同年 11 月に新たな大綱が策定された。

新大綱は、現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指すこと、また、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じることを、目的・理念としている。

【基本的な方針】

<分野横断的な基本方針>

- 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- 地方公共団体による取組の充実を図る。

<分野ごとの基本方針>

- 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
- 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
- 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。
- 今後 5 年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

5. こども家庭庁の設置

子どもを産み育てやすい環境の整備を加速化するとともに、子どもの命や安全を守る施策を強化し、子どもの視点に立って、子どもを巡る様々な課題に適切に

対応するためのこども政策の方向性について検討が行われた結果、令和 3 年 12 月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定された。

基本指針を踏まえ、これまで内閣府や厚生労働省等に分散していたこども政策の司令塔機能を一本化し、少子化対策を含むこども政策について一元的に企画・立案・総合調整を行うため、令和 5 年 4 月にこども家庭庁が設置される。

(令和 4 年版「少子化社会対策白書」一部参照)

(高齢福祉・医療)

後期高齢者医療制度は、既に十分定着していると考えられる。ただし、高齢化が進み、後期高齢者の数は増加しており、それに伴い、医療費も増大している。後期高齢者医療制度を将来にわたり安定的に運営していくためには、①保険料・患者負担・公費負担の組み合わせ、②世代間・世代内の負担の公平の確保、③負担能力に応じた負担、④医療費の伸びの適正化等の課題がある。平成 25 年 12 月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき、平成 27 年 5 月「持続可能な医療保険制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立。また、令和元年 9 月に設置された全世代型社会保障改革検討会議において、以下のような後期高齢者医療の見直しの方針が全世代型社会保障改革の方針(令和 2 年 12 月)がとりまとめられた。

全世代型社会保障改革の方針(令和 2 年 12 月 15 日閣議決定)

- ① 後期高齢者(75 歳以上。現役並み所得者は除く)であつても課税所得が 28 万円以上かつ年収 200 万円以上(単身世帯の場合。複数世帯での場合は、後期高齢者の年収合計が 320 万円以上)の方に限って、その窓口負担割合を 2 割とし、それ以外の方は 1 割とする。
- ② 今回の改革の施行時機については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和 4 年度(2022 年度)後半までの間で、政令で定めることとする。
- ③ 施行に当たっては、長期頻回受診患者等への配慮措置として、2 割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後 3 年間、1 月分の負担増を、最大でも 3,000 円に収まるような措置を導入する。

これを踏まえ「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 66 号)」が成立し、令和 4 年 10 月 1 日から窓口負担割合について、一定の所得がある方への 2 割負担が施行されることとなった。

(新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴う生活困窮者対策)

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、社会福祉協議会の実施する緊急小口資金等の特例貸付の申請期限が延長されてきたものの、総合支援資金を借り終えるなど特例貸付を利用できない一定の困窮世帯に対して、新たな就労等につなげるため、令和 3 年 7 月から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金制度が創設された。

また、令和 3 年 11 月 19 日には「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定され、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、様々な困難な直面する方が、速やかに生活・暮らしの支援を受けることができるように、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として令和 3 年度住民税均等割が非課税の世帯等に 1 世帯につき 10 万円を給付するとともに、子育て世帯については児童を養育している者の年収が約 960 万円以上の世帯を除き、18 歳以下の子ども 1 人あたり 10 万円相当の給付を行うこととされた。

本市においても、令和 3 年 12 月に福祉子ども部(現福祉部)内に「コロナ対策支援給付金室」を立ち上げて、対象世帯へ速やかに給付金を支給するための体制を

整えた。

こうした中で、原油価格や原材料・穀物等の価格の高騰、円安に伴う物価の高騰等により、これまでの新型コロナウイルス感染症の影響により困窮した市民生活や経済活動にさらに大きな影響が出る恐れがあるとして、令和4年4月26日にはコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が関係閣僚会議で決定された。

これにより、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限が令和4年9月末まで延長されるとともに、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については未申請の家計急変世帯に対して令和4年度の住民税課税情報を活用してプッシュ型給付を行うよう運用改善が図られた。また、児童扶養手当受給者や住民税非課税の児童手当受給者等の低所得の子育て世帯に対しては、子ども1人あたり5万円の給付が決定されたが、本市においては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して2万円の上乗せをして給付することとした。